

第2次小山町教育振興基本計画



富士山頂と金太郎のまち おやま

令和8年4月

小山町

第2次小山町教育振興基本計画 策定にあたって

富士の麓、豊かな自然と歴史に育まれた小山町において、子どもたちの健やかな成長と町民の皆様の生涯に渡る学びを支える指針として、国の第四期教育振興基本計画及び静岡県教育振興基本計画を踏まえ、「第2次小山町教育振興基本計画」をここに策定いたしました。

金太郎のふるさととして知られる本町において、次代を担う子どもたちが、金太郎のように「元気で明るく、心豊かな人」へとたくましく成長することは、私たちの揺るぎない願いです。本町は教育目標に「凜とした富士、力強くやさしい金太郎のような子」を掲げ、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和ある育成を着実に進めるとともに、「小中一貫校化」を軸とした教育改革を推進しています。また、義務教育9年間だけでなく、0歳から18歳までを貫く連続性のある学びを通して、知・徳・体のバランスのとれた成長を確かなものとし、地域との絆を深めながら、郷土を愛し未来を担う人材育成を目指しています。

一方で、本町を取り巻く社会環境は大きく変化しています。人口減少や少子化の進行は、地域社会の存続に直結する重大な課題です。さらに、Society5.0に象徴される高度情報化の進展、そして予測困難な時代の到来により、教育はかつてない転換期にあります。

こうした時代にあって、教育こそが地域の未来を切り拓き、小山町を守り、発展させる原動力といえます。子どもたちがふるさとに誇りと愛着を持ち、将来にわたり地域の担い手として関わり続ける意志を育むことが、持続可能なまちづくりの礎となります。本計画は、その実現に向けた確かな道筋を示すものです。

また、本計画では、一人ひとりの学びを「ウェルビーイングの実現」へと確実につなげるとともに、「社会総がかり」で子どもたちを育む体制の構築を重視しています。ICTを活用した新たな学びと地域に根ざした体験活動を融合させ、いかなる時代にも対応し得る「生きる力」を育成してまいります。

改めて申し上げますが、教育は町の未来を創る礎であります。富士山の雄大さと金太郎の力強さにあやかり、すべての人に学びの機会が開かれ、誰もが主体的に輝き続けることのできる「教育のまち・小山」の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

町民の皆様におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、今後とも本町の教育行政に対し、格別の御支援と御協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

令和8年4月

小山町教育委員会 教育長 勝俣 純

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と主旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画とSDGsとの関係	3
4 計画期間	3
5 町民意向の反映	4
第2章 小山町を取り巻く状況	5
1 統計資料から見た小山町	5
2 調査結果から見た小山町	8
3 第1次計画の振り返り	22
4 課題の取りまとめ	27
第3章 本計画の理念と方針	29
1 基本理念	29
2 基本方針	29
3 体系図	32
第4章 各分野の施策展開	33
1 幼児教育	33
2 学校教育	39
3 生涯学習	50
第5章 計画推進にあたって	57
1 学校(園)・家庭・地域・行政の役割	57
2 計画の周知と各種情報の収集・発信	58
3 計画の進行管理	59
資料編	60
1 小山町教育振興基本計画策定委員会設置要綱	60
2 小山町教育振興基本計画策定委員会委員名簿	62
3 用語集	63

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と主旨

明治5年に我が国最初の全国規模の近代教育法令である「学制」が公布されてから令和4年で150年を迎えました。我が国の教育は、様々な教育改革を経て国際的に高い水準を達成するようになり、社会の発展に大きく寄与してきました。

平成18年の教育基本法改正後、同法に基づく第1期教育振興基本計画が策定されましたが、第3期計画期間中においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や国際情勢の不安定化という予測困難な時代の象徴ともいえるべき事態が生じ、教育の課題が浮き彫りになるとともに、学びの変容がもたらされました。

国際化の進展、地球温暖化の進行、AIなど科学技術の発達に伴う社会生活の大きな変化があり、学校教育の在り方についてもこうした変化に対応していくことが求められています。

現代においては、少子化・人口減少、地球規模の課題、産業構造や雇用情勢の変化、情報通信技術や科学技術の進歩、新たな国際問題や地球規模の課題への対応等、様々な社会課題があります。

こうしたなか、国では令和5年6月に「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」をコンセプトに掲げた「第4期教育振興基本計画」が令和5年6月16日に閣議決定され、5つの基本的方針と16の教育政策の目標、基本施策及び指標を示しました。

また、静岡県では令和4年に「静岡県教育振興基本計画」を策定し、3つの基本方向の下に9つの重点取組を掲げ教育施策を総合的に推進しています。

本町は、平成28年に「小山町教育振興基本計画」を策定し、教育に関する理念を示し、施策を展開してきました。また、令和3年に「第2次小山町教育大綱」を策定し、町における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めました。

小山町教育振興基本計画が令和7年度をもって終了することから、国の「第4期教育振興基本計画」、県の「静岡県教育振興基本計画」との整合を図り、「第3次小山町教育大綱」で掲げている理念に基づき、「第5次小山町総合計画」における教育分野の施策を踏まえて「第2次小山町教育振興基本計画」を策定するものです。

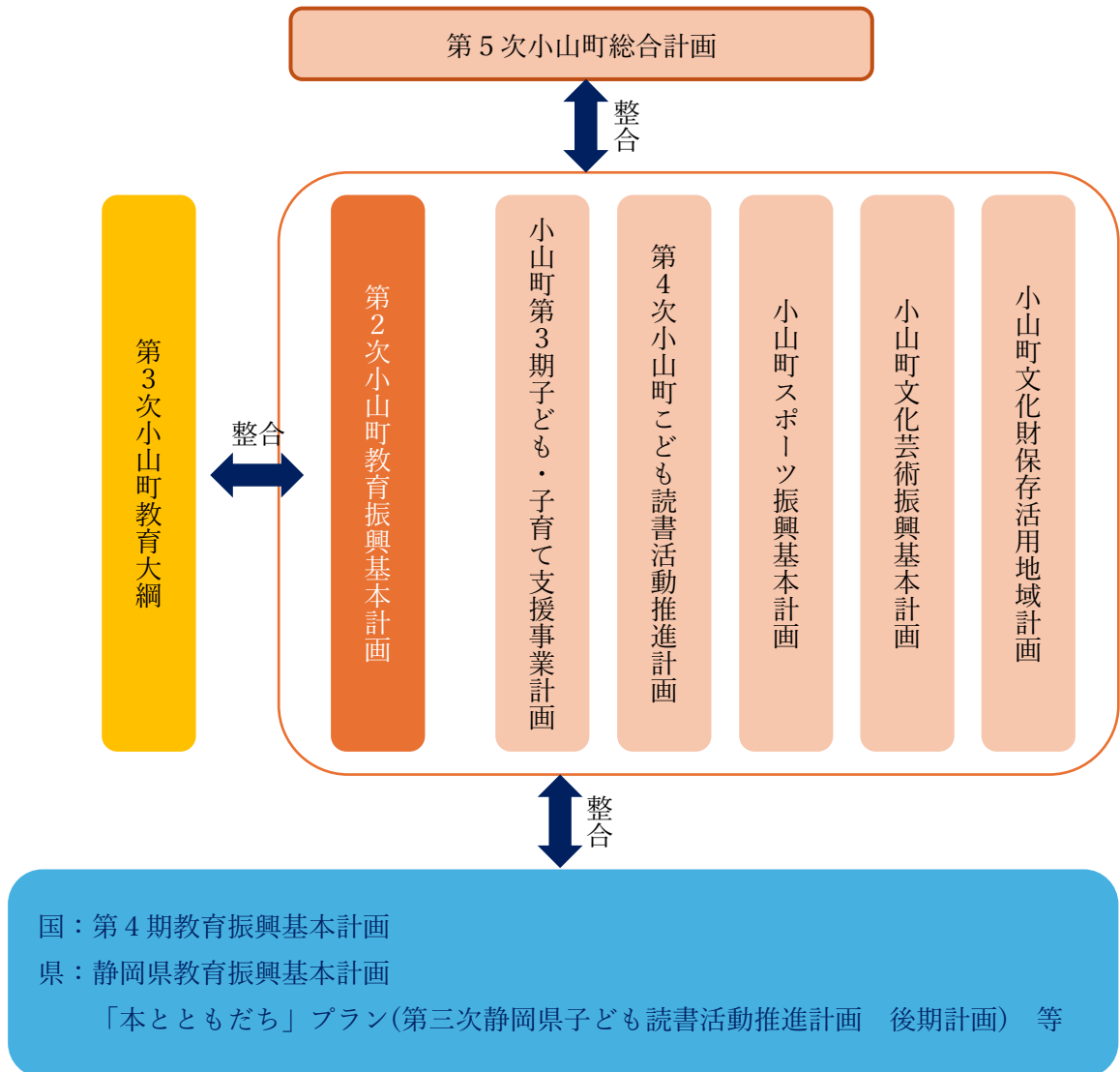
2 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づき、市町村が定めるよう努めることとされている「市町村教育振興基本計画」の小山町教育委員会版とします。

小山町の最上位計画である「第5次小山町総合計画（2021年～2030年）」と連携・相互補完にある教育に関する分野別計画として教育施策の全体を示す計画です。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、町長がその地域の実情に応じて定めることとされた、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の根本となる方針である「第3次小山町教育大綱」の方針を踏まえた計画です。

さらに、教育に関する分野で関連する「小山町第3期子ども・子育て支援事業計画」、「第4次小山町こども読書活動推進計画」、「小山町スポーツ振興基本計画」、「小山町文化芸術振興基本計画」、「小山町文化財保存活用地域計画」と整合を図り策定するものです。



3 計画とSDGsとの関係

SDGs（持続可能な開発目標）とは、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までによりよい世界を目指す国際目標です。

本町では、最上位計画に当たる「第5次小山町総合計画」において、各分野における施策を実行することでSDGsの目標達成に貢献することとしています。

本計画においても、計画に掲げた取組を進めることで、以下の目標達成に寄与します。



4 計画期間

本計画の計画期間は、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間とします。ただし、小山町総合計画や小山町教育大綱が改定された場合は、速やかに見直しを行います。

また、計画期間中であっても、大きな社会情勢の変化や制度の変更が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行うことがあります。

5 町民意向の反映

これからの教育施策、とりわけ、就学前教育及び学校教育は、こども園・小学校・中学校、家庭及び地域の連携が大変重要になります。こうした連携を進めるためには、教育機関のみならず、利用者あるいは関係者、地域の立場などから、様々な意見を反映することが求められます。

こうした認識に立ち、本計画策定にあたり、次のことを実施しました。

(1) アンケート調査の実施

教育振興基本計画の見直しにあたり、令和7年1～2月に児童（小6）・生徒（中3）の保護者を対象としたアンケート調査を実施し、現状を把握するよう努めました。

また、就学前児童の保護者及び小学生の保護者を対象に、令和6年2月に実施された「小山町子ども・子育て支援事業計画」策定時のアンケート調査を活用しました。

さらに、令和7年7～8月に生涯学習課にて実施した、20歳以上の町民男女1,000人を対象としたアンケート調査の結果を活用しました。

(2) 保護者や関係者を交えた策定協議

本計画策定にあたり、「小山町教育振興基本計画策定委員会」を設置し、保護者・学校関係者をはじめとする多角的な視点から、町にふさわしい教育施策を立案するよう努め、策定委員会での協議を踏まえて策定しました。

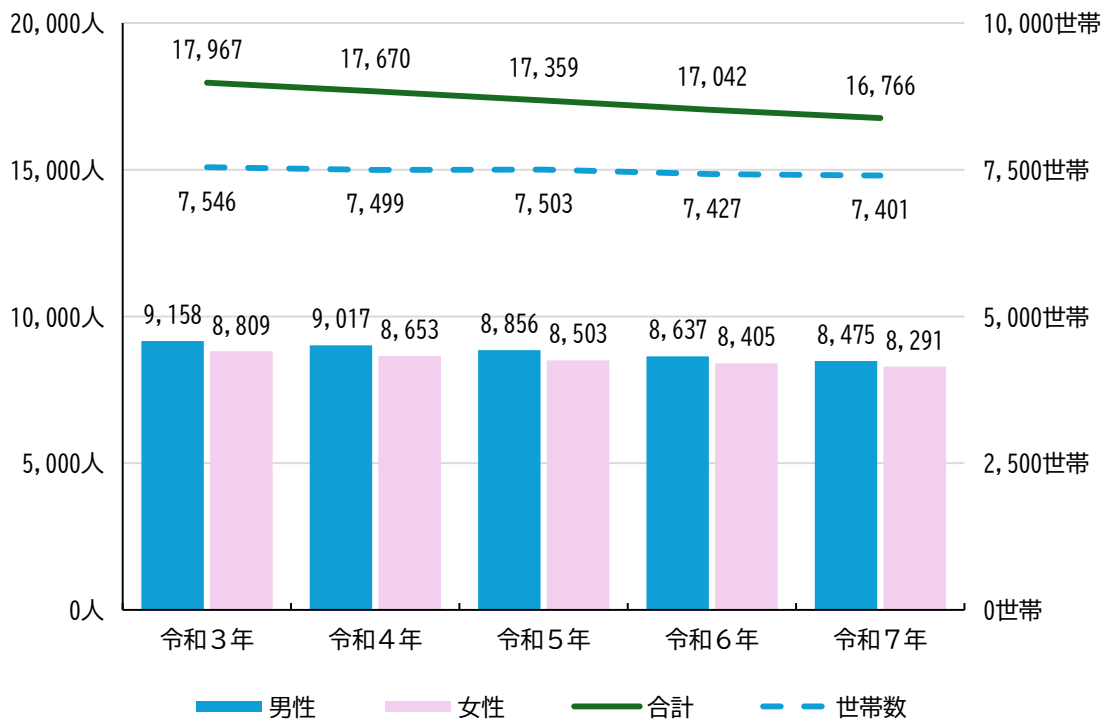
(3) パブリックコメント

小山町パブリックコメント制度実施要綱に基づき、小山町教育振興基本計画の案について、令和8年1月13日から令和8年2月12日まで、町ホームページ等でパブリックコメントを実施し、町民等の皆様から御意見を伺いました。

第2章 小山町を取り巻く状況

1 統計資料から見た小山町

【人口・世帯数】



直近5年間の人口・世帯数の推移を見ると、人口・世帯数ともに緩やかな減少傾向にあります。

【こども園在園者数の推移】

こども園在園者数の推移 (各年度5月1日現在)

区分 年度	するがおやまこども園							すがぬまこども園						
	0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児	計	0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児	計
令和3年	3	6	12	15	18	29	83	3	8	12	14	16	20	73
令和4年	1	6	5	13	12	18	55	4	8	15	20	18	19	84
令和5年	1	2	3	4	11	12	33	2	9	11	16	21	19	78
令和6年	0	4	0	5	2	11	22	3	11	12	20	20	21	87
令和7年	-	-	-	-	-	-	-	3	12	17	13	25	20	90

区分 年度	きたごうこども園							すばしりこども園							合計						
	0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児	計	0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児	計	0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児	計
令和3年	6	11	18	30	47	56	168	5	15	16	39	31	39	145	17	40	58	98	112	144	469
令和4年	5	13	12	28	29	48	135	6	12	14	26	34	32	124	16	39	46	87	93	117	398
令和5年	4	12	17	29	29	31	122	3	12	15	25	25	27	107	10	35	46	74	86	89	340
令和6年	5	11	17	27	33	32	125	2	8	17	18	22	20	87	10	34	46	70	77	84	321
令和7年	4	15	17	26	26	39	127	4	10	12	21	20	22	89	11	37	46	60	71	81	306

こども園在園者数の推移をみると、減少傾向にあり、令和3年度の在園者数は469人でしたが、令和7年度には306人と160人以上減少しています。

【小学校・中学校在籍者数の推移】

小学校在籍者数の推移

(各年度5月1日現在)

区分 年度	成美小学校		明倫小学校		足柄小学校		北郷小学校		須走小学校		合計	
	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数
令和3年	(1) 7	(1) 131	(2) 8	(3) 114	6	65	(2) 14	(11) 352	(2) 10	(5) 223	(7) 45	(20) 885
令和4年	(1) 7	(2) 139	(1) 7	(2) 120	6	68	(2) 14	(10) 361	(2) 10	(7) 228	(6) 44	(21) 916
令和5年			(1) 7	(2) 129	6	70	(2) 14	(12) 366	(2) 8	(7) 196	(5) 41	(21) 890
令和6年			(1) 7	(2) 122	6	75	(3) 15	(14) 352	(2) 9	(5) 186	(6) 43	(21) 863
令和7年	(2) 8	(2) 132	(2) 8	(3) 115	6	76	(3) 15	(17) 342	(2) 8	(9) 162	(9) 45	(31) 827

() は特別支援学級に関する内数

中学校在籍者数の推移

区分 年度	小山中学校		北郷中学校		須走中学校		合計	
	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
令和3年	(2) 8	(4) 205			(2) 6	(6) 89	(4) 20	(10) 438
令和4年	(2) 9	(5) 182	(1) 7	(3) 161	(2) 6	(5) 95	(5) 22	(13) 438
令和5年	(2) 9	(6) 165	(1) 7	(3) 163	(2) 6	(6) 107	(5) 22	(15) 435
令和6年	(1) 7	(6) 148	(1) 7	(3) 161	(1) 5	(4) 95	(3) 19	(13) 404
令和7年	(2) 8	(5) 149			(1) 5	(4) 101	(3) 19	(9) 408

() は特別支援学級に関する内数

小学校・中学校の在籍者数の推移をみると、緩やかな減少傾向にあります。小学校では令和3年度の児童数は885人でしたが、令和7年度には827人と60人ほど減少しています。また、中学校では令和3年度の生徒数は438人でしたが、令和7年度には408人と30人ほど減少しています。

【町立図書館の利用状況】

町立図書館の利用状況

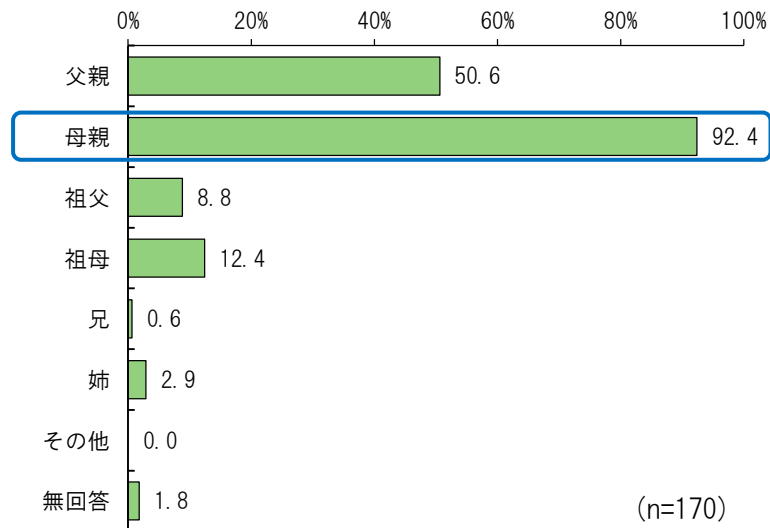
年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
登録者数(人)	17,289	17,577	17,832	18,154	18,434	18,639	18,840	3,750	3,555	3,357
利用者数(人)	30,779	29,527	30,504	31,424	30,065	19,041	22,078	21,777	24,135	23,135
貸出冊数(冊)	53,282	52,120	53,179	58,233	56,177	46,253	54,347	51,689	49,358	45,897
蔵書数(冊)	110,945	112,079	113,011	113,987	112,926	112,731	113,157	113,447	113,186	113,505

町立図書館の利用状況をみると、蔵書数は増加傾向にありますが、登録者数・利用者数・貸出冊数のいずれも減少傾向にあります。令和4年度に登録者数が減少したのは、登録者の内、転出者や死亡者の精査を行ったことによるものです。

2 調査結果から見た小山町

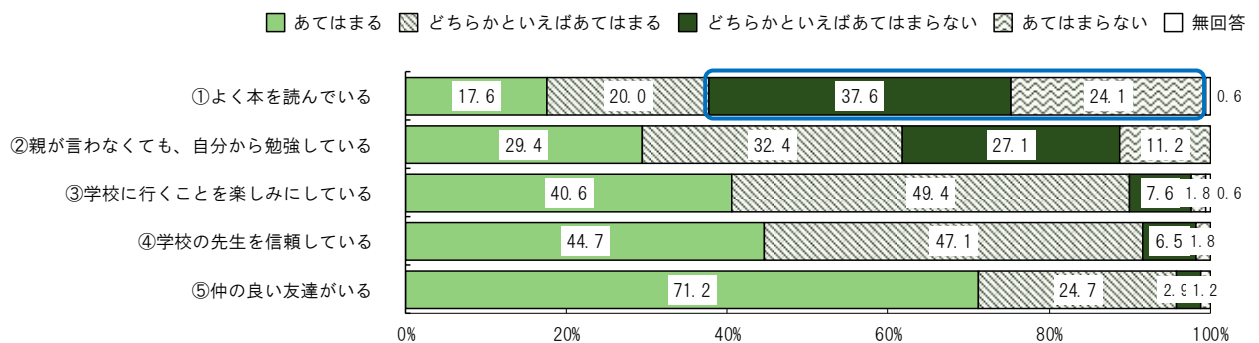
【教育に関するアンケート調査の調査結果】

問5 子の教育に積極的に関わっている人



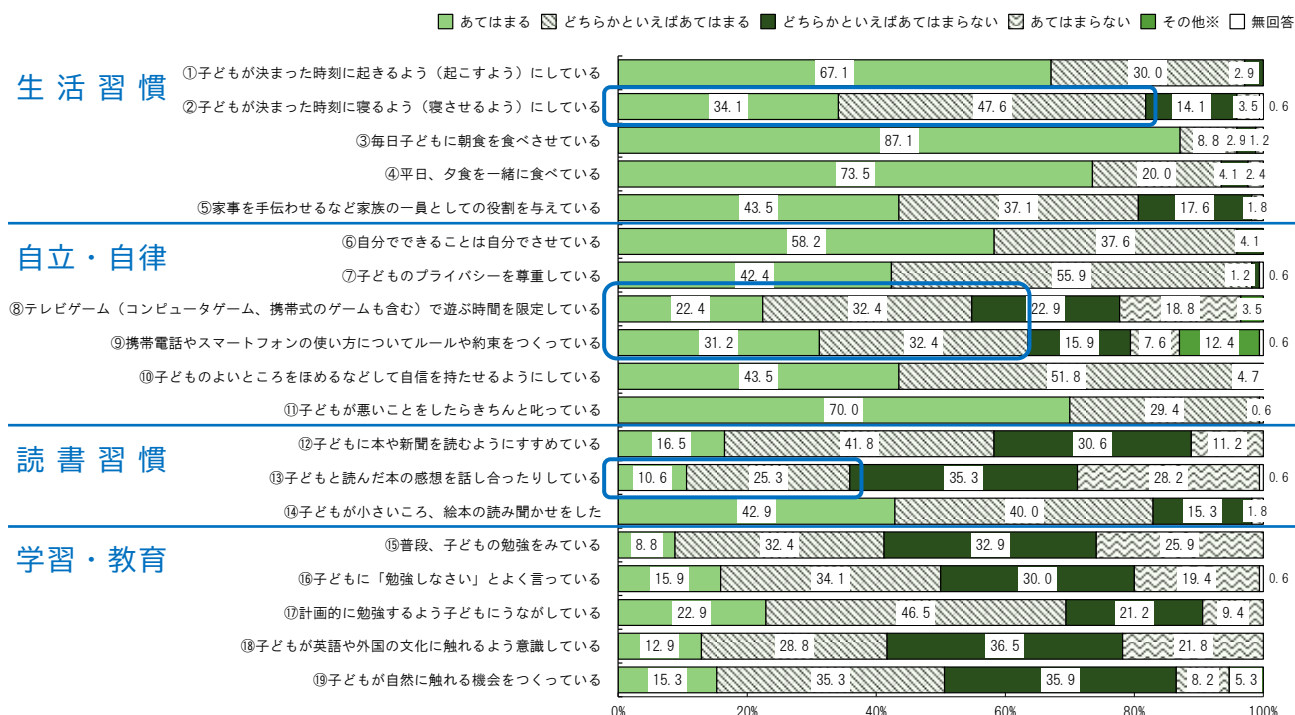
子の教育に積極的に関わっている人については、「母親」が9割を占めて最も多く、ついで「父親」が50.6%となっており、偏りのある状況となっています。

問6 子どもの普段の様子について



「①よく本を読んでいる」については、『あてはまらない』（どちらかといえばあてはまらない＋あてはまらない）が6割を超えており、子どもの読書離れが懸念される状況となっています。

問7 家庭で子どもにしていること

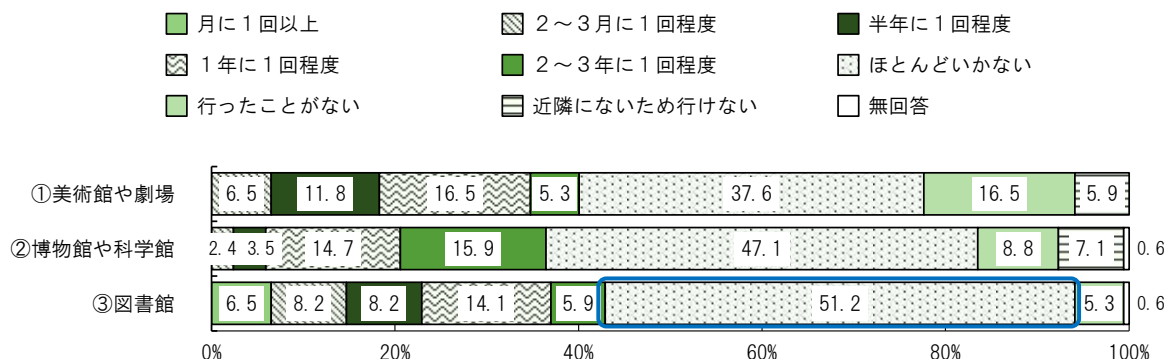


生活習慣に関する内容では、「②子どもが決まった時刻に寝よう（寝させるよう）にしている」で『あてはまる』（あてはまる＋どちらかといえばあてはまる）が8割程度と他の項目よりもやや低くなっています。

自立・自律に関する内容では、「⑧テレビゲーム（コンピュータゲーム、携帯式のゲームも含む）で遊ぶ時間を限定している」「⑨携帯電話やスマートフォンの使い方についてルールや約束をつくっている」で「あてはまる」が6割前後となっています。

また、読書習慣に関する内容では、「⑬子どもと読んだ本の感想を話し合ったりしている」で、学習・教育に関する内容では、「⑮普段、子どもの勉強をみている」「⑱子どもが英語や外国の文化に触れるよう意識している」で『あてはまる』が4割程度となっています。

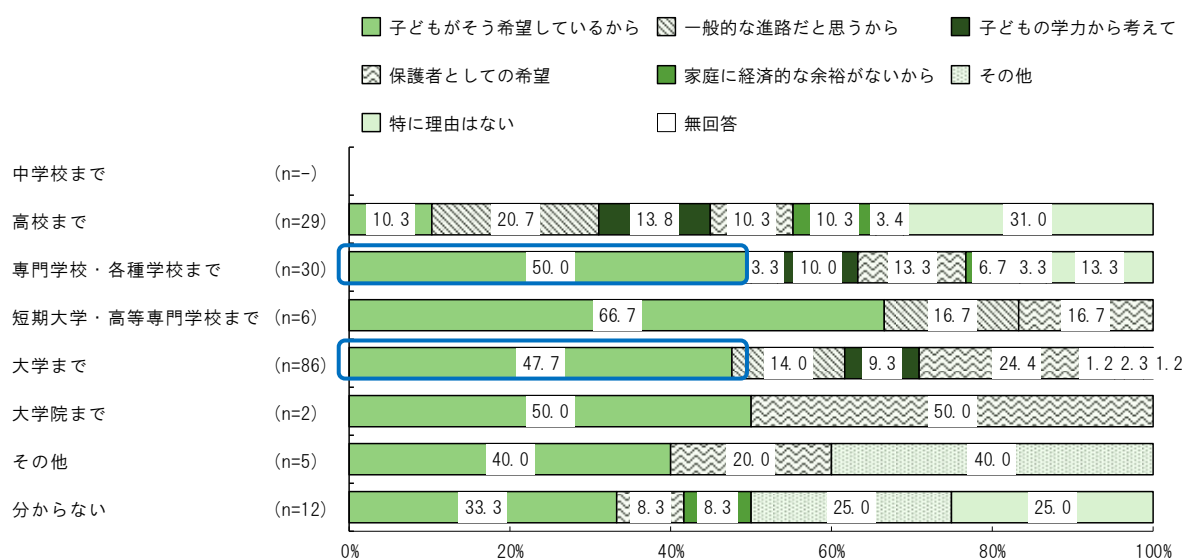
問9 各施設の利用状況



どの施設も「ほとんどいかない」が最も多く、『③図書館』は5割を超えています。また、『①美術館や劇場』は「行ったことがない」が16.5%と他の施設と比べて多くなっています。

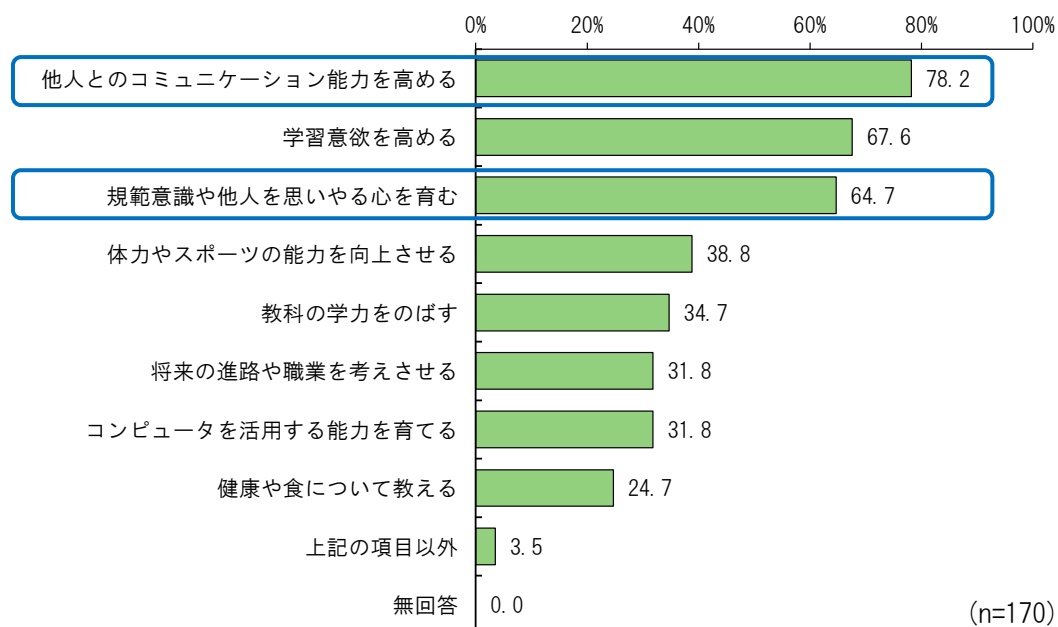
本町内に図書館があるにもかかわらず、「ほとんどいかない」が他の文化施設よりも多く、保護者が利用しないことにより、子どもも利用しない状況となっている可能性もあります。

問 14 希望進路×問 15 理由



「専門学校・各種学校まで」「大学まで」進んでほしいと思っている理由については、「子どもがそう希望しているから」が最も多く、子ども本人の意思を尊重したいと思う保護者が多くなっています。一方、「高校まで」「専門学校・各種学校まで」では、経済的な理由で断念する家庭が一定数いることがうかがえます。

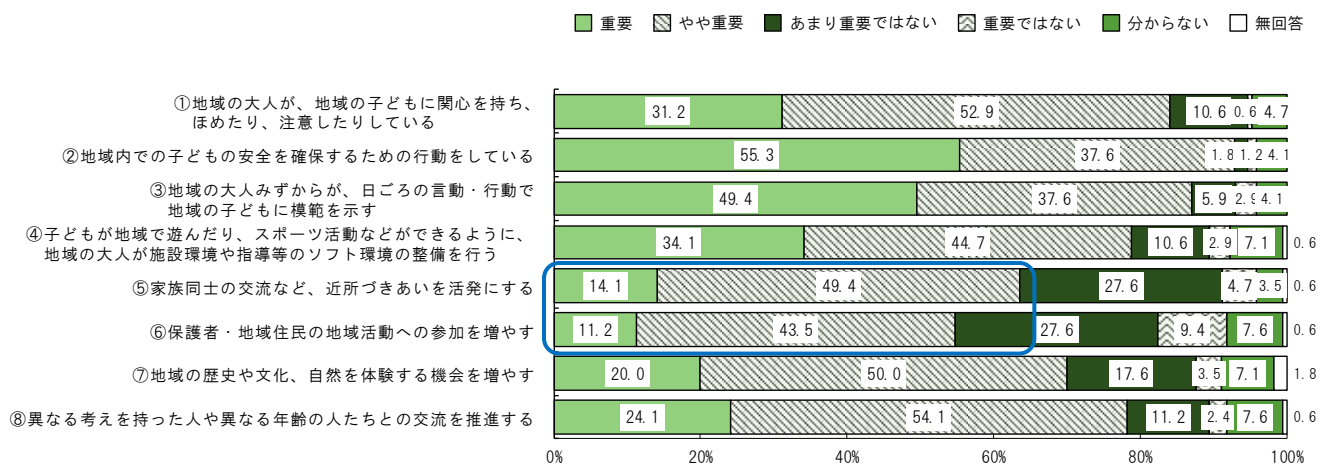
問 19 学校に期待する教育や指導



学校に期待する教育や指導については、「他人とのコミュニケーション能力を高める」が78.2%と最も多く、ついで「学習意欲を高める」「規範意識や他人を思いやる心を育む」と続いています。

学力・体力ではなく他人とのかかわりに関する能力を高める教育・指導を期待していることがうかがえます。

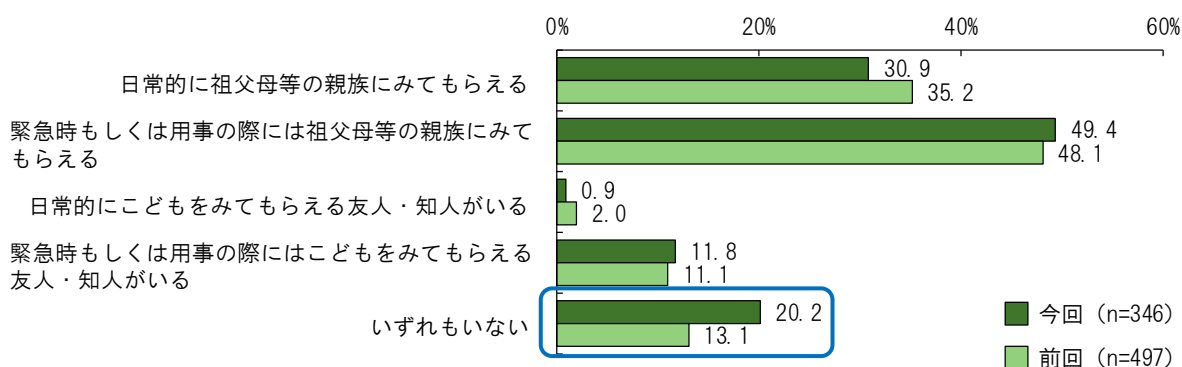
問 21 学校、地域での子どもの見守り、次代を担う大人を育てる環境づくりについて



学校、地域での子どもの見守り、次代を担う大人を育てる環境づくりについては、「⑤家族同士の交流など、近所づきあいを活発にする」、「⑥保護者・地域住民の地域活動への参加を増やす」で『あてはまる』が6割前後となっており、近所づきあいや地域活動の重要度がやや低い状況となっています。

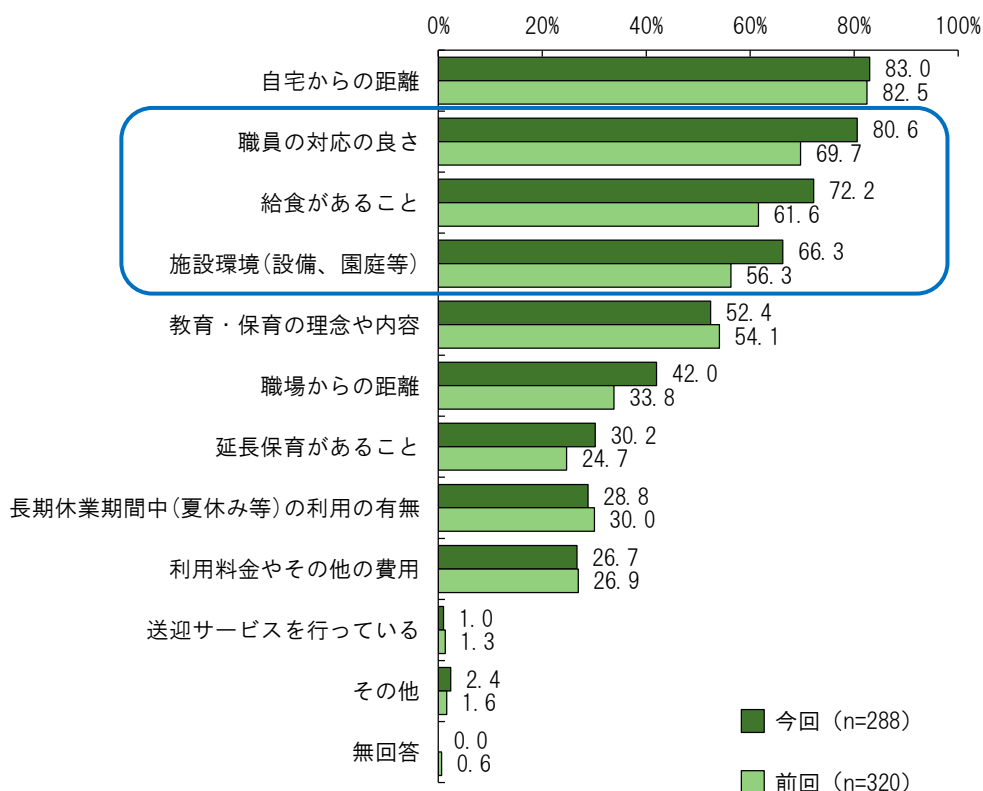
【子ども・子育て支援事業計画の調査結果】

(未就学児) 子どもをみてもらえる親族や知人等の有無



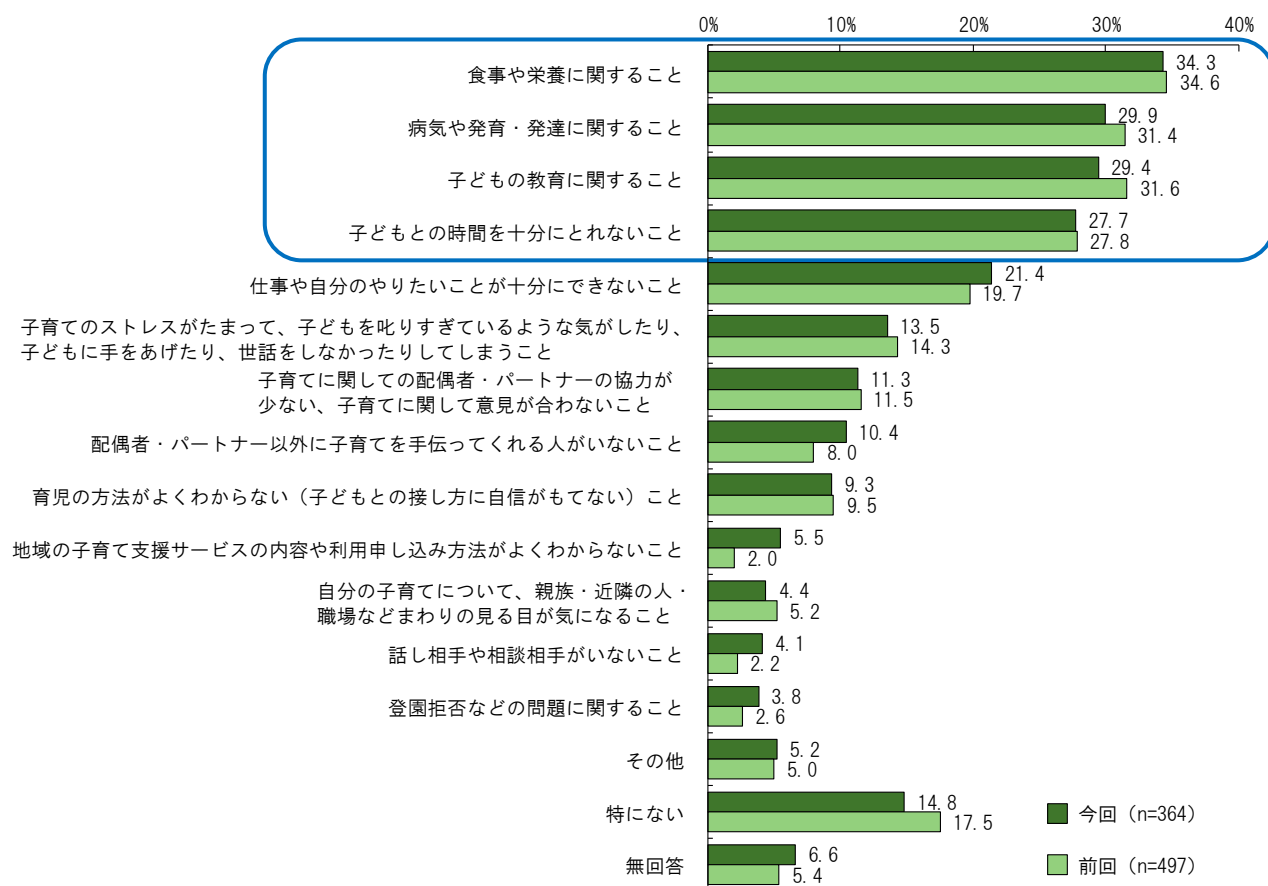
子どもをみてもらえる親族や知人等の有無については、「いずれもない」が増加していることや、子育てに主にかかわる母親の就労状況も就労している割合が増加していることから、地域のつながりを強化し、地域で子育てをする体制づくりが必要であると考えられます。

(未就学児) 教育・保育事業の選択にあたり重視すること



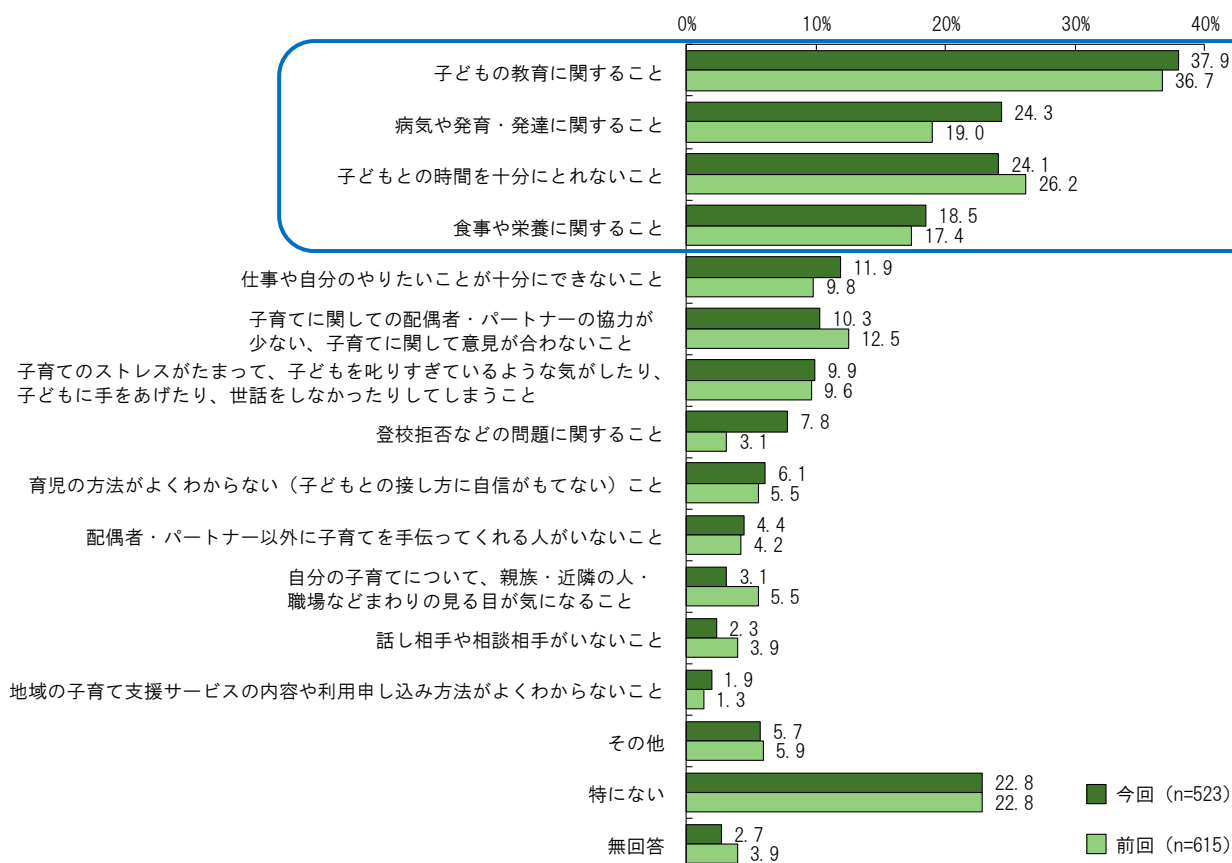
教育・保育事業の選択にあたり重視することについては、「職員の対応の良さ」「給食があること」「施設環境(設備、園庭等)」が前回よりも10ポイント以上増加していることから、保護者のニーズを充足するような対応を検討する必要があります。

(未就学児) 子育てに関して悩んでいること等



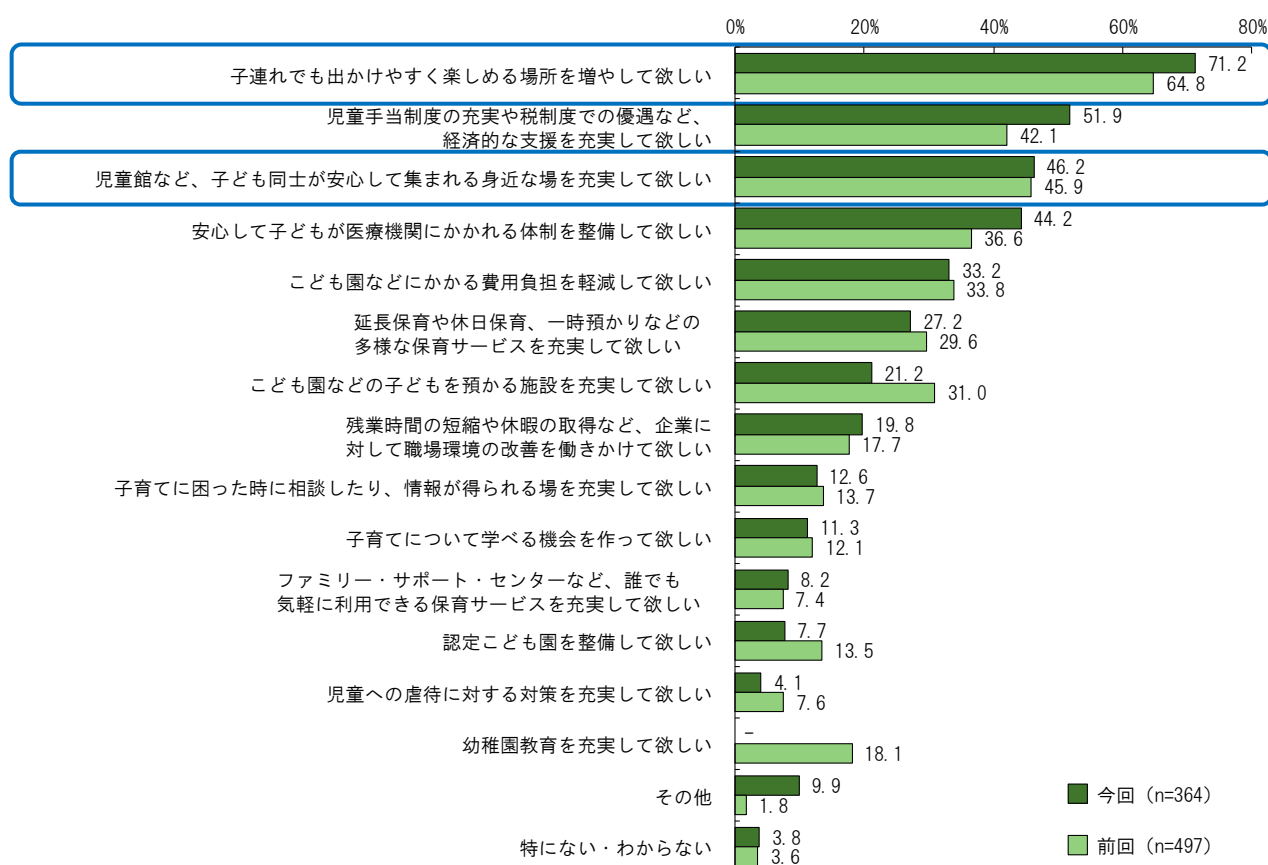
子育てに関して悩んでいること等については、「食事や栄養に関すること」「病気や発育・発達に関すること」「子どもの教育に関すること」「子どもとの時間を十分にとれないこと」が前回と変わらず上位に挙げられており、これらに対する取組を充実させる必要があります。

(小学生) 子育てに関して悩んでいること等



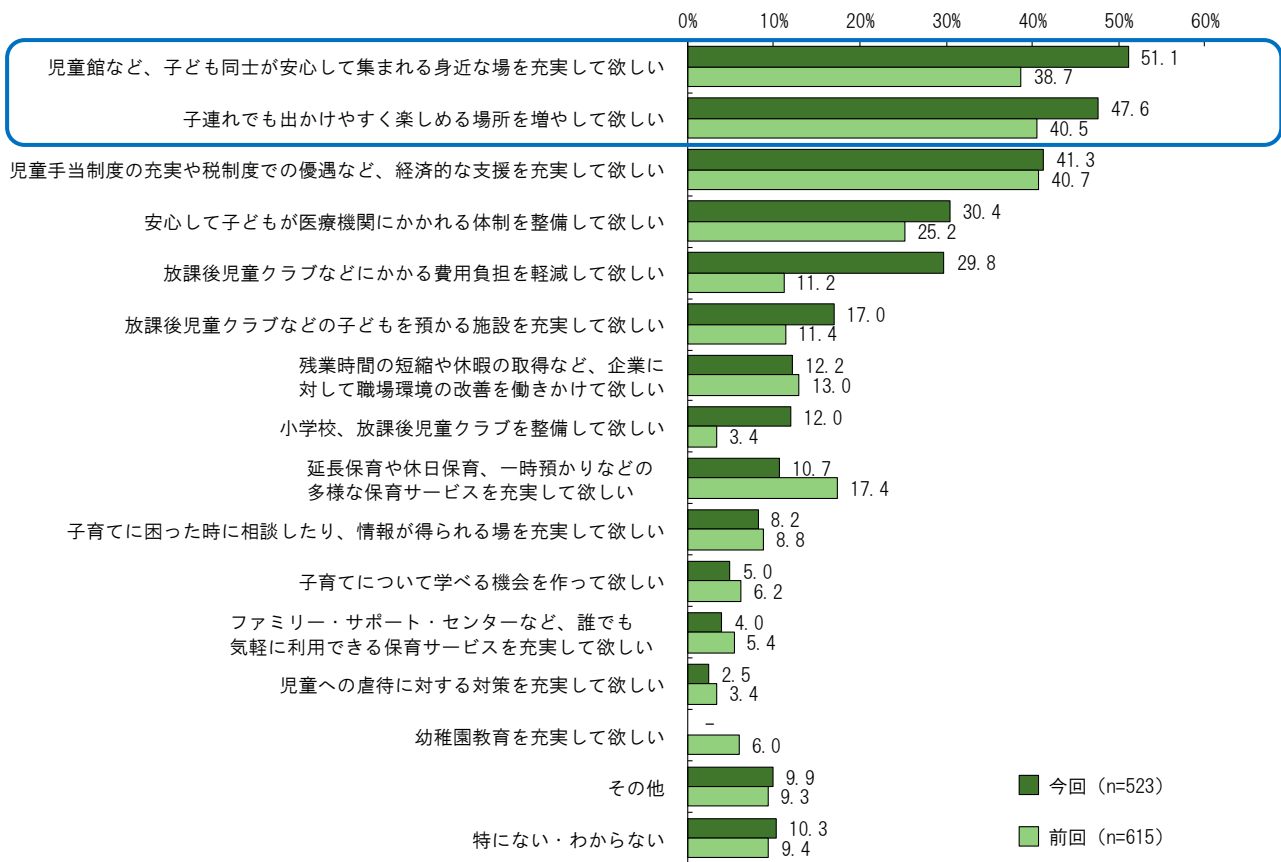
子育てに関して悩んでいること等については、未就学児と同様に「子どもの教育に関すること」「病気や発育・発達に関すること」「子どもとの時間を十分にとれないこと」が上位に挙げられており、これらに対する取組を充実させる必要があります。

(未就学児) 町に期待する子育て支援施策



町に期待する子育て支援施策については、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」「児童館など、子ども同士が安心して集まれる身近な場を充実して欲しい」が上位に挙げられていることから、親子のふれあいの場、地域のコミュニケーションが図れる場が必要であることがうかがえます。

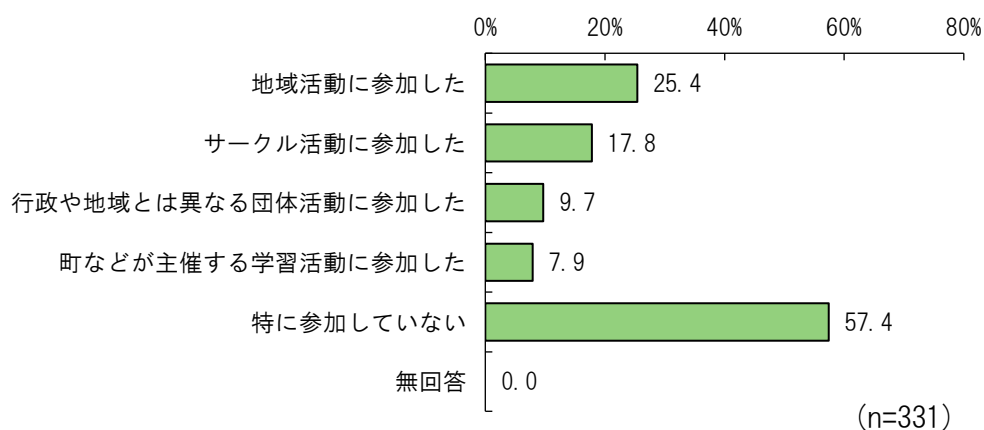
(小学生) 町に期待する子育て支援施策



町に期待する子育て支援施策については、「児童館など、子ども同士が安心して集まれる身近な場を充実して欲しい」「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」が未就学児同様に上位に挙げられていることから、親子のふれあいの場、地域のコミュニケーションが図れる場が必要であることがうかがえます。

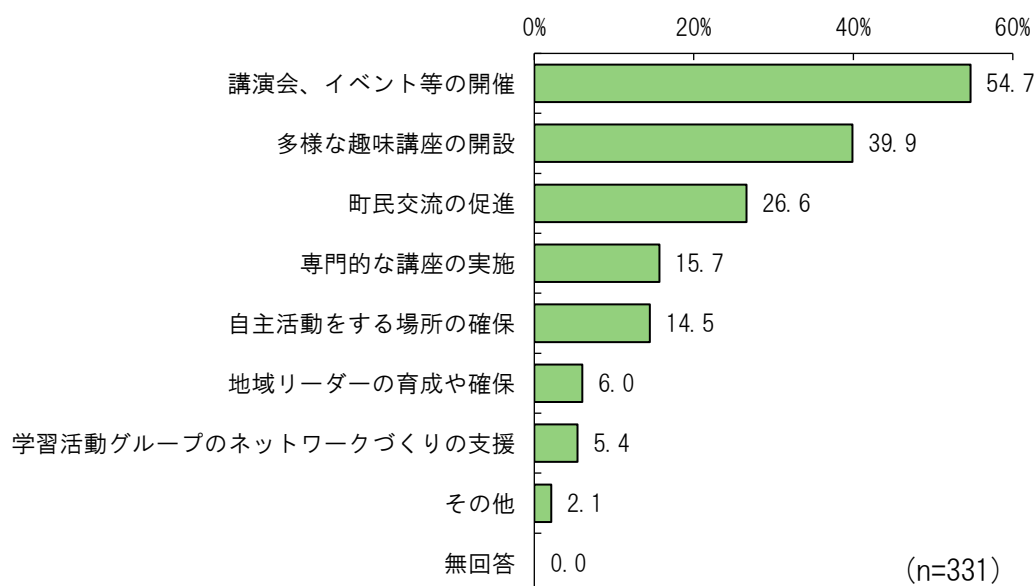
【生涯学習課実施・教育に関するアンケート調査の調査結果】

この1年間における学習活動、サークル活動、地域活動等への参加状況



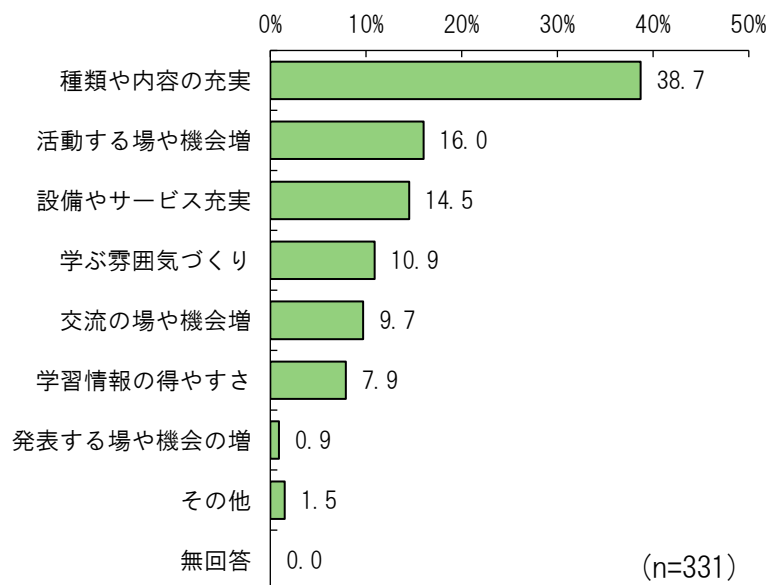
この1年間における学習活動、サークル活動、地域活動等への参加状況については、「地域活動に参加した」が最も多く、ついで「サークル活動に参加した」が続いています。一方、「特に参加していない」が半数を超えており、地域活動への参加率が低い状況がうかがえます。

生涯学習関連施設に期待する機能や役割



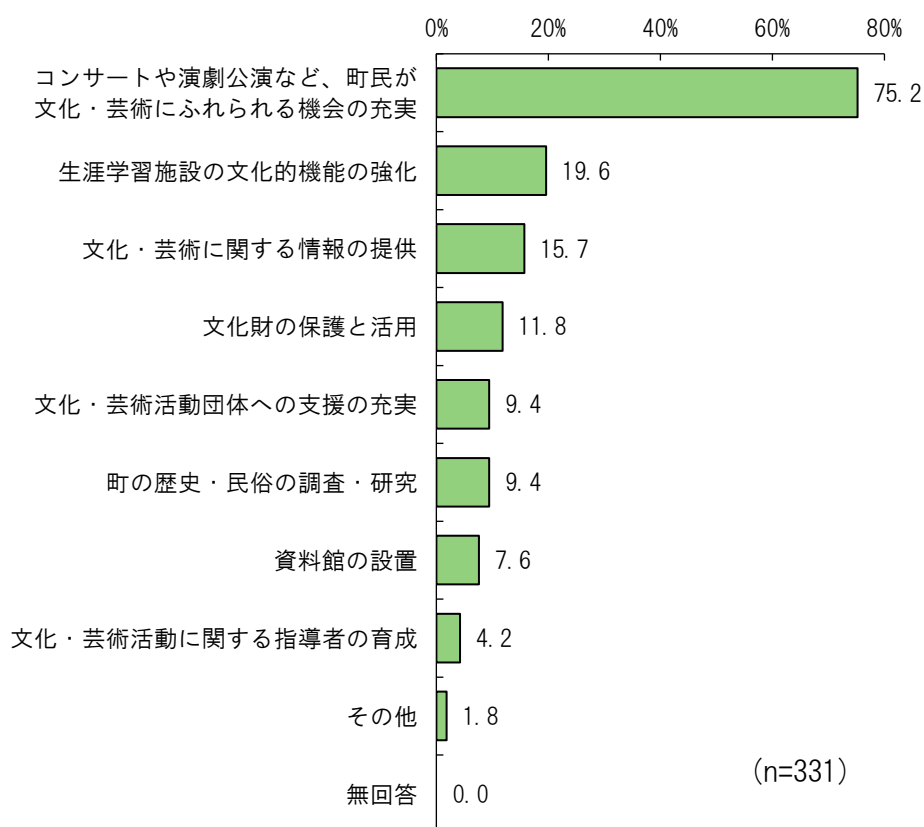
生涯学習関連施設に期待する機能や役割については、「講演会、イベント等の開催」が最も多く、ついで「多様な趣味講座の開設」「町民交流の促進」が続いており、なんらかの講座やイベントを実施することを希望していることがうかがえます。

希望する生涯学習の環境整備



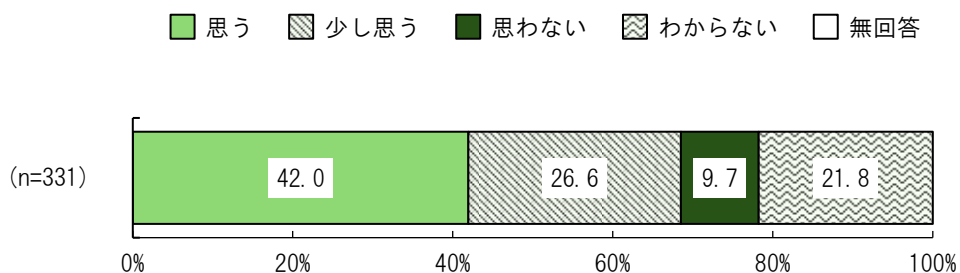
希望する生涯学習の環境整備については、「種類や内容の充実」が最も多く、ついで「活動する場や機会増」「設備やサービス充実」が続いています。

期待する文化・芸術活動の充実に関する取り組み



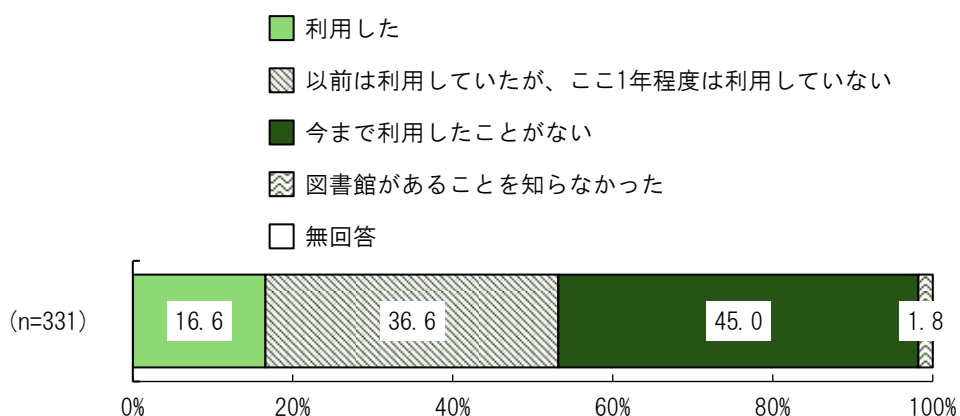
期待する文化・芸術活動の充実に関する取り組みについては、「コンサートや演劇公演など、町民が文化・芸術にふれられる機会の充実」が最も多く、多くの方が望んでいることがうかがえます。

子どもが読書離れをしているかどうか



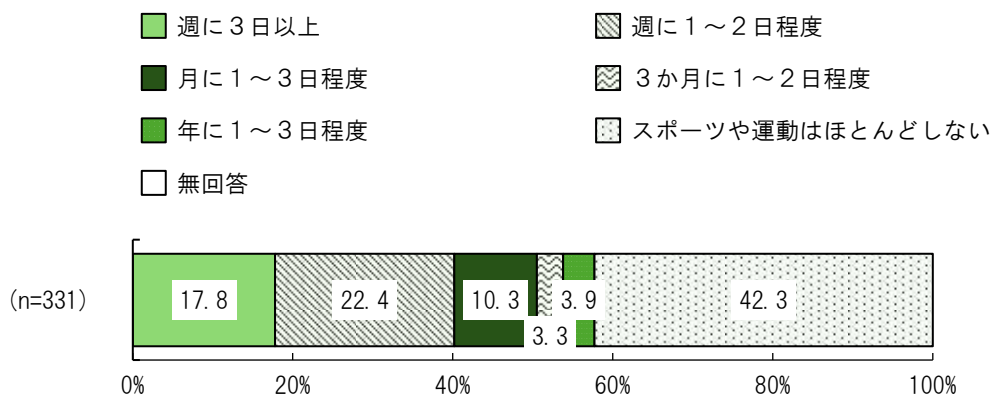
子どもが読書離れをしているかどうかについては、「思う」+「少し思う」で約7割と、多くの方が子どもの読書離れが起きていると考えていることがうかがえます。

この1年間における町立図書館の利用状況



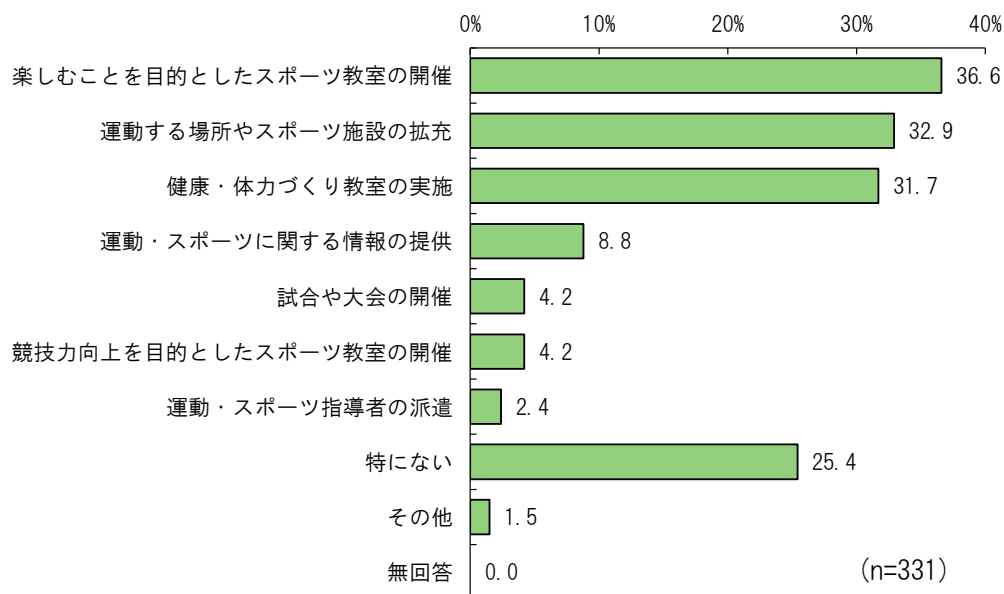
この1年間における町立図書館の利用状況については、「今まで利用したことがない」が約半数となっており、図書館の利用率を上げることが必要だと考えられます。

普段の運動やスポーツの頻度



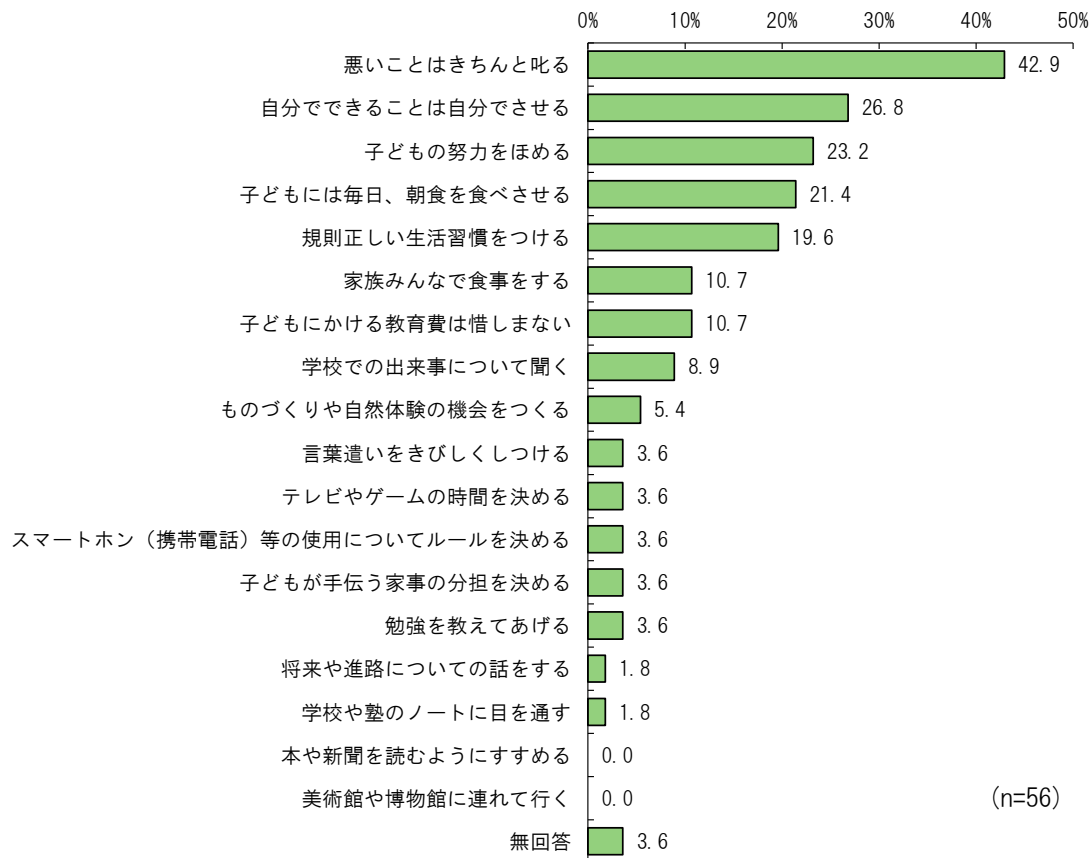
普段の運動やスポーツの頻度については、「スポーツや運動はほとんどしない」が最も多く、運動習慣がない割合が4割を超えています。

町に期待する運動やスポーツに関する取り組み



町に期待する運動やスポーツに関する取り組みについては、「楽しむことを目的としたスポーツ教室の開催」「運動する場所やスポーツ施設の拡充」「健康・体力づくり教室の実施」に期待している方が多くなっています。

家庭教育で心がけていること(就学前の子ども、小学生または中学生の子どもがいる方のみ回答)



家庭教育で心がけていることについては、「悪いことはきちんと叱る」が最も多くなっています。

家庭及び保護者・学校・地域の役割分担で、子どもたちの成長・発達のために最も重要なこと

	1 番目	2 番目	合計点
①学力の基礎・基本を身につける	51	7	109
②社会のマナーやルールを教える	140	40	320
③思いやりや他人を大切にする心を育てる	93	86	272
④いじめを決して許さない態度を育てる	5	27	37
⑤良好な人間関係をつくる力を育てる	16	27	59
⑥自発的に行動する意欲を育てる	11	36	58
⑦運動能力や体力を向上させる	2	14	18
⑧生まれ育った地域を愛する心を育てる	4	28	36
⑨自然を大切にする心を育てる	3	15	21
⑩規則正しい生活習慣、食生活を身につける	6	48	60
⑪他国の文化を大切にする心を育てる	0	3	3

家庭及び保護者・学校・地域の役割分担で、子どもたちの成長・発達のために最も重要なことについては、1番目に挙げられているのは「②社会のマナーやルールを教える」が最も多くなっています。また、2番目に挙げられているのは「③思いやりや他人を大切にする心を育てる」が最も多くなっています。

1番目に選んだ項目を2点、2番目に選んだ項目を1点として得点化したところ、「②社会のマナーやルールを教える」「③思いやりや他人を大切にする心を育てる」の順で高くなっています。

3 第1次計画の振り返り

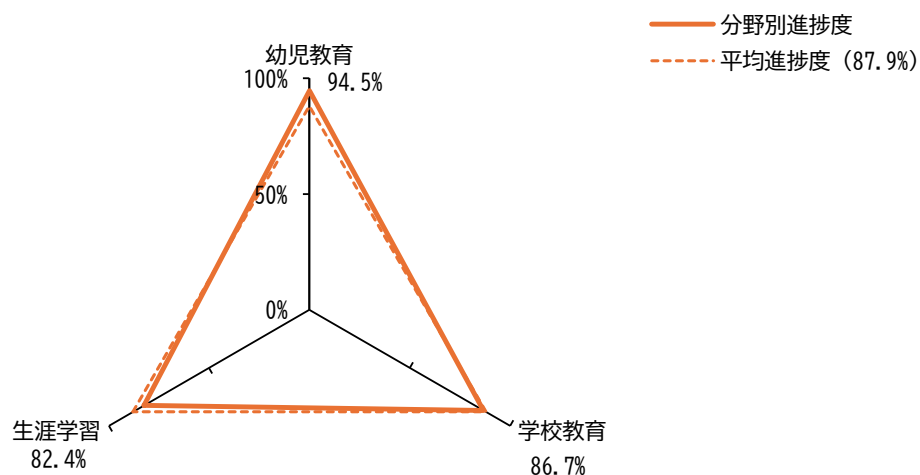
本計画策定にあたり、第1次計画期間中に実施した事業について関係各課による評価・検証を実施しました。

幼児教育・学校教育・生涯学習の3分野・7つの施策・全120事業を対象に、定量判断・定性判断・次期計画での必要性について次頁以降にとりまとめました。

施策の基本的方向	幼児教育 (33)	施策1 就学前教育の充実 (29)	各園での教育の質の向上 (6)
			保育士・教諭等の資質向上 (3)
			家庭・地域の子育て力の向上 (5)
			絵本の読み聞かせの推奨 (3)
			特別支援教育の推進 (4)
			幼稚園及び保育園のこども園への移行 (1)
			国際理解教育 (2)
			安心・安全な園環境の整備 (4)
			幼児教育の義務教育課への対応 (1)
	施策2 幼児教育の連携 (4)	各園の連携 (2)	
		各園と小中学校の連携 (2)	
	学校教育 (54)	施策3 知・徳・体のバランスのとれた児童生徒の育成 (50)	教育の質の向上 (4)
			確かな学びづくり (7)
			家庭・地域・学校の連携向上、地域の核となる開かれた学校づくり (4)
			特別支援教育の推進 (2)
			道徳教育・人権教育の充実 (2)
			いじめ防止・不登校対策の推進 (4)
			ふるさと教育の充実 (2)
			環境教育の充実 (2)
			読書活動の推進 (3)
			英語教育・国際理解教育の充実 (3)
			児童生徒の放課後活動支援の充実 (3)
			食育の推進 (2)
			健康な体づくりの推進 (3)
			交通安全教育、防犯・防災教育の推進 (3)
	保護者への支援 (6)		
	施策4 安全・安心な教育環境の整備 (4)	安全点検の徹底 (1)	
		安全・安心な学校環境整備 (2)	
		ICT環境整備 (1)	
生涯学習 (33)	施策5 生涯学習の推進 (13)	生涯にわたる学びの支援 (5)	
		健やかな体づくりと生涯スポーツの推進 (2)	
		歴史と文化の継承・活用 (6)	
	施策6 家庭・地域社会・学校(園)との連携 (18)	家庭の教育力の向上支援 (5)	
		地域の教育力の活用 (7)	
		連携した子どもの育成 (6)	
	施策7 生涯学習施設の充実 (2)	文化施設・体育施設の充実 (1)	
子育て支援施設の充実 (1)			

※表の()内の数値は事業数

【分野別の進捗度】



進捗度	S	A	B	C	D	E	総計	分野別進捗度	平均進捗度
幼児教育	29		3	1			33	94.5%	87.9%
学校教育	35	8	8	1	1	1	54	86.7%	87.9%
生涯学習	6	26		1			33	82.4%	87.9%
総計	70	34	11	3	1	1	120		

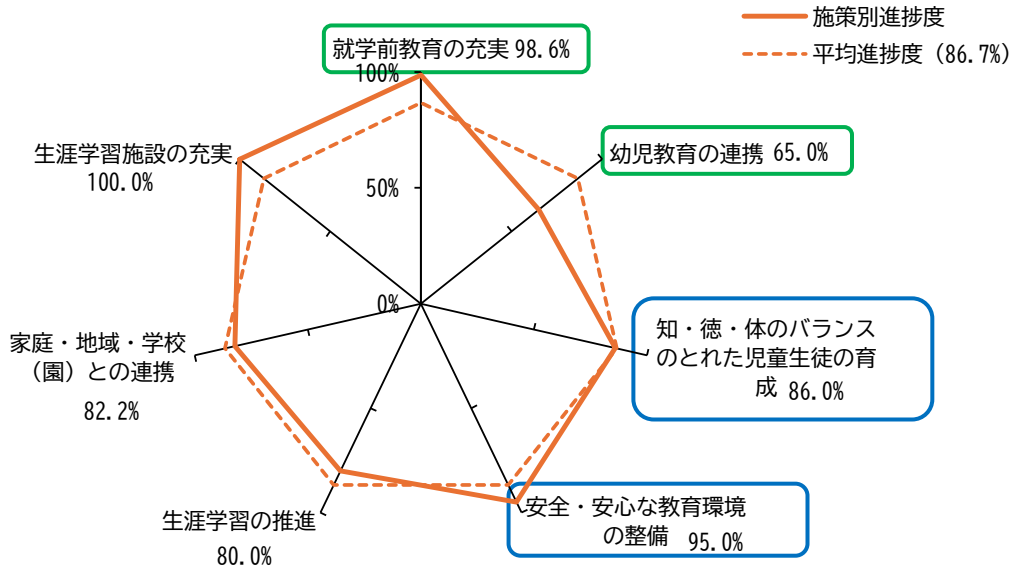
※S：100%、A：80%、B：60%、C：40%、D：20%、E：0%で評価

実施状況	実施に向け 検討中	実施済み (成果有)	実施済み (未成果)	未実施	総計
幼児教育		33			33
学校教育	1	50	1	2	54
生涯学習		32	1		33
総計	1	115	2	2	120

次期計画 での必要性	終了	継続	修正して 継続	再検討後に 判断	廃止	総計
幼児教育	2	30	1			33
学校教育	2	39	4	8	1	54
生涯学習		32		1		33
総計	4	101	5	9	1	120

分野別では、「幼児教育」は9割以上、「学校教育」は平均程度、「生涯学習」が80%程度の進捗度となっています。

【施策別の進捗度】



進捗度	S	A	B	C	D	E	総計	施策別進捗度	平均進捗度
就学前教育の充実	28		1				29	98.6%	86.7%
幼児教育の連携	1		2	1			4	65.0%	86.7%
知・徳・体のバランスのとれた児童生徒の育成	32	7	8	1	1	1	50	86.0%	86.7%
安全・安心な教育環境の整備	3	1					4	95.0%	86.7%
生涯学習の推進	2	10		1			13	80.0%	86.7%
家庭・地域・学校(園)との連携	2	16					18	82.2%	86.7%
生涯学習施設の充実	2						2	100.0%	86.7%
総計	70	34	11	3	1	1	120		

※S：100%、A：80%、B：60%、C：40%、D：20%、E：0%で評価

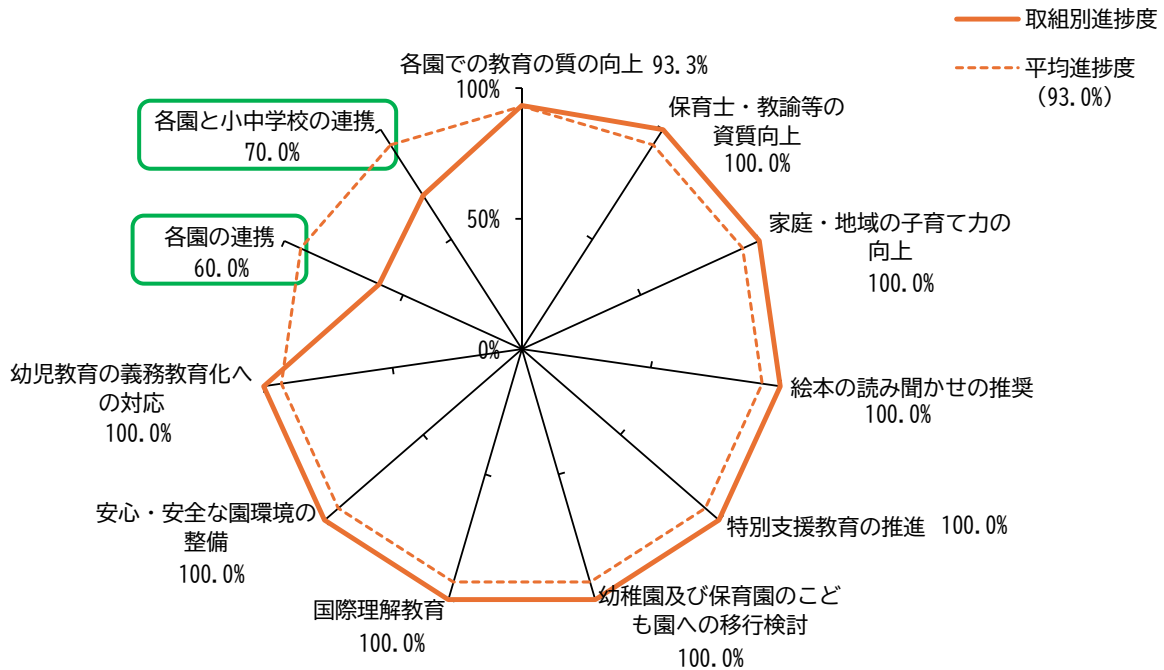
実施状況	実施に向け検討中	実施済み(成果有)	実施済み(未成果)	未実施	総計
就学前教育の充実		29			29
幼児教育の連携		4			4
知・徳・体のバランスのとれた児童生徒の育成	1	46	1	2	50
安全・安心な教育環境の整備		4			4
生涯学習の推進		12	1		13
家庭・地域・学校(園)との連携		18			18
生涯学習施設の充実		2			2
総計	1	115	2	2	120

次期計画での必要性	終了	継続	修正して継続	再検討後に判断	廃止	総計
就学前教育の充実	2	26	1			29
幼児教育の連携		4				4
知・徳・体のバランスのとれた児童生徒の育成	2	35	4	8	1	50
安全・安心な教育環境の整備		4				4
生涯学習の推進		12		1		13
家庭・地域・学校(園)との連携		18				18
生涯学習施設の充実		2				2
総計	4	101	5	9	1	120

施策別では、「幼児教育の連携」では65.0%と他の施策に比べて進捗度が低くなっています。

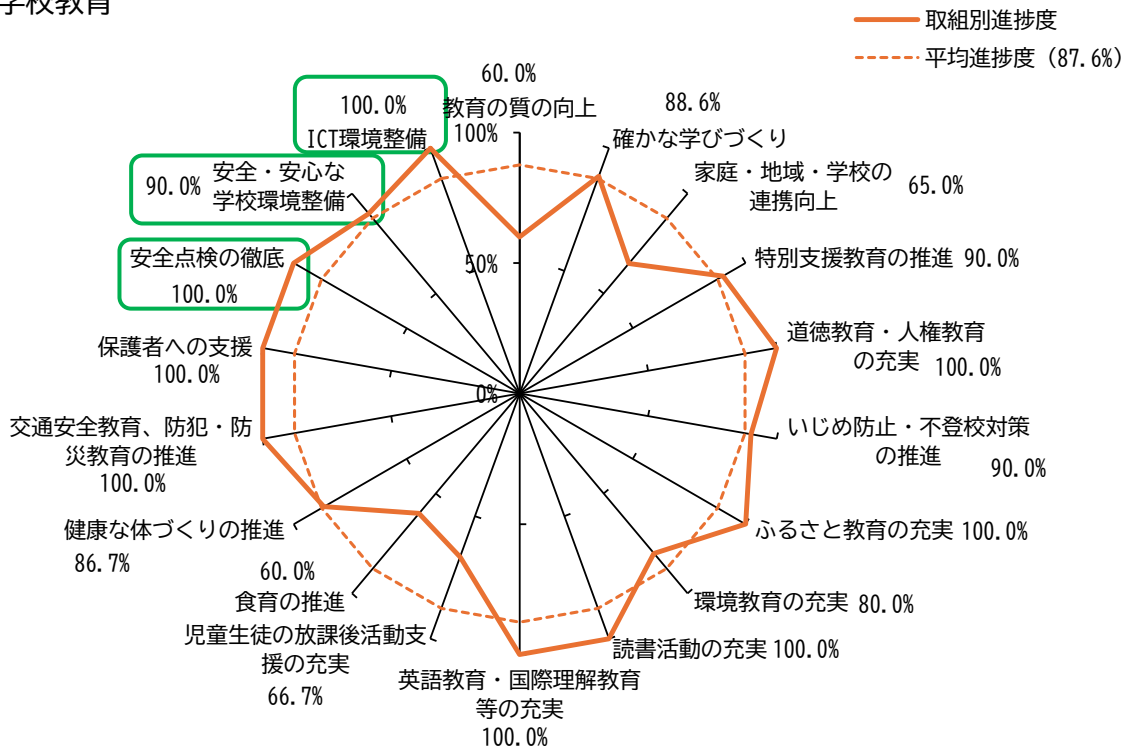
【取組別の進捗度】

幼児教育



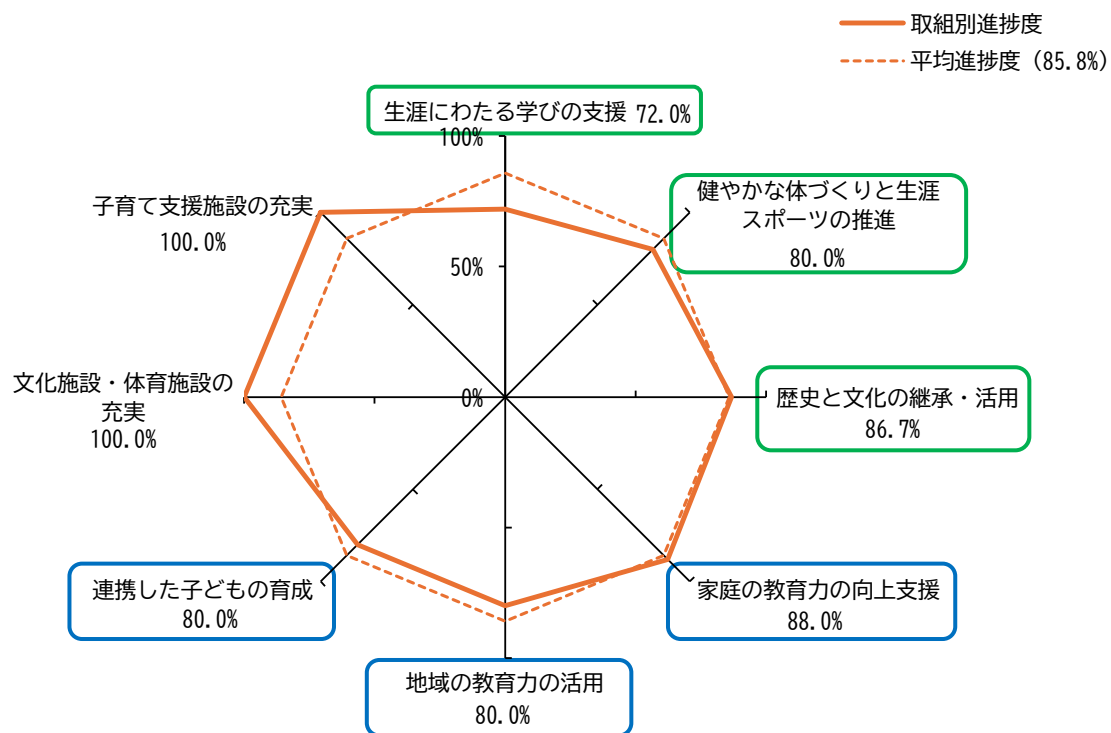
幼児教育では、「各園の連携」「各園と小中学校の連携」で6～7割の進捗度となっています。

学校教育



学校教育では、取組の数が多く進捗度に差が出ており、「教育の質の向上」「家庭・地域・学校の連携向上」「児童生徒の放課後活動支援の充実」「食育の推進」で6割台の進捗度となっています。

生涯学習



生涯学習では、「生涯にわたる学びの支援」で他の取組よりも進捗度が低くなっています。

4 課題の取りまとめ

小山町の教育を取り巻く状況は、少子化の急速な進行、家庭・地域の教育力の低下、子どもの読書習慣の減少、子どもの文化経験の少なさ、さらに地域コミュニティの希薄化と子育て支援ニーズの増大など、多面的な変化の最中にあるといえます。

これらは国の第4期教育振興基本計画が掲げる「持続可能な社会の創り手の育成」「ウェルビーイングの向上」と方向性を同じくするとともに、就学前教育の質向上、読書文化の再生、教育DXの推進、地域協働体制の強化等の施策の基礎となる重要な課題であるといえます。

本町が今後10年間で目指すべき教育像を確立するためには、これらの課題を総合的に捉え、関連する目標と密接に連動した対応策を講じる必要があります。

(1) 少子化と教育環境の変化への対応

公立こども園在園者数は令和3年度の469人から令和7年度には306人へと160人以上減少し、小学校児童数も同期間に60人ほど減少するなど、出生数の減少は教育環境に直接的影響を与えています。学級規模の縮小や、学校施設の効率的配置など、教育の質を維持しながら将来の学校規模を適正化する取組を検討する必要があると考えられます。国の教育振興基本計画の目標12「指導體制・ICT環境整備・教育研究基盤の強化」および目標13「経済的状況・地理的条件によらない質の高い学びの確保」とも関連することから、小中連携や義務教育学校制度の研究を進め、少人数の強みを生かした学びの最適化や、個別最適な学びと協働的学びの両立について検討していくことも必要です。

(2) 家庭・地域における教育力の低下

アンケートでは「子どもの教育に積極的に関わっている人」が母親9割、父親5割と偏りが大きく、家庭内の役割分担の固定化や父親の教育参画が弱い状況にあるといえます。また、地域のつながりの希薄化により、学校・家庭・地域の協働が十分に機能していない状況です。国の教育振興基本計画の目標9「学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上」および目標10「地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進」と整合していることから、コミュニティ・スクールの機能強化や地域学校協働本部の体制充実を進めていくとともに、多様な大人が教育に関わる仕組みを整え、父親や町民の参画促進、家庭教育支援制度の拡充などを通して家庭・地域の教育力の再生を図り、子どもの学びを支援していく必要があります。

(3) 子どもの読書離れと文化的学習機会の減少

アンケートでは「よく本を読んでいる」については“あてはまらない”と6割が回答しており、読書習慣が低下している状況にあります。また、保護者では図書館に「ほとんどいかない」が5割を占めるなど、子どもの文化体験の少なさが顕著となっており、そこから読書を含めた子どもの文化体験の少なさに繋がっている可能性があります。

家庭環境の変化やデジタル端末利用の増加、親の読書離れなど複合的な要因が背景にあることから、国の教育振興基本計画の目標2「豊かな心の育成」および目標8「生涯学び、活躍できる環境整備」との関連を踏まえ、就学前から中学生まで一貫した読書推進と文化芸術体験の拡充が必要であるといえます。小山町のブックスタートやセカンドブック、学校図書館支援員配置、読書通帳導入などの取組を体系化し、家庭・学校・図書館をつなぐ読書推進ネットワークを強化していくことで、文化体験の機会を提供していきます。

(4) 地域コミュニティの希薄化と子育て支援の課題

アンケートにもある通り、「子どもをみてもらえる親族・知人等がいない」家庭の増加や母親の就労割合の上昇により、家庭の負担が増している状況です。また、保護者・子ども双方が地域と関わる機会が減少し、孤立しやすい構造が生まれています。国の教育振興基本計画の目標7「多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂」との整合を踏まえ、放課後や休日の居場所づくり、多世代交流・子育て支援拠点の充実、相談体制の強化など、地域全体で子育てを支えていく取組を進めていきます。また、防災・安全教育、体験活動、地域の文化・スポーツ資源を活用した交流の促進など、子どもと家庭のウェルビーイング向上につながる環境整備も進めていきます。

これらの課題は相互に関連し合っており、今後の施策展開においては、教育DX、地域協働、読書・文化活動、就学前から義務教育までの接続強化など、総合的な視点で改善を図っていくことが求められています。

第3章 本計画の理念と方針

1 基本理念

第3次小山町教育大綱の基本理念『「富士山頂のあるまち」「金太郎生誕の地」にふさわしい元気で、明るく、心豊かな人づくり』を、本計画の基本理念とします。

2 基本方針

第3次小山町教育大綱に基づき、本計画の基本方針を以下の8つを掲げます。

(1) 誰一人取り残さない教育の推進と持続的に学び続ける人材の育成

- ・基礎・基本の確実な定着を図りつつ、思考力・判断力・表現力の向上と主体的・対話的で深い学びを推進し、「確かな学力」を育成します。
- ・個別最適な学び・協働的な学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による多様な教育ニーズへ対応します。
- ・道徳教育、人権教育の充実、様々な体験活動、多世代交流を通じて、自己肯定感と「豊かな心」を育成し、社会性の習得に努めます。
- ・スポーツ・レクリエーション活動や食育を通じて健康づくりを進め、体力を増進するとともに、「健やかな体」を育成します。

(2) 郷土に誇りと愛着を持つ教育の推進

- ・子どもたちが自ら郷土に誇りと愛着を持つことができるよう、小山町の自然環境、歴史、文化等を体験的に学ぶ機会を提供します。

(3) 未来へ飛翔する人材の養成

- ・子どもの語学力やコミュニケーション能力の向上を図るほか、国際交流を通じて、多文化理解と幅広い視野を持つグローバル人材の養成を図ります。
- ・探究活動や地域連携の質の高い学習を推進し、次世代のまちづくりを担うリーダーの育成を図ります。
- ・教育DXを推進し、ICTの活用など、時代に即応した教育環境を整備し、情報活用能力などデジタル社会に生きる力を身につけていきます。

(4) 地域社会全体で取り組む教育の推進

- ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を核とし、家庭、地域、学校が連携して様々な教育活動に取り組み、子どもの健やかな成長を支えます。
- ・家庭教育の自主性を尊重しつつ、子育て相談や就学援助等の活用を通じて、地域社会全体で家庭教育を支援します。

(5) 安全・安心で質の高い教育環境の整備

- ・乳幼児期にふさわしい遊びや生活の充実を図り、生きる力の基礎となる心情・意欲・態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎を培います。
- ・子育て相談や児童の放課後支援等を充実し、子育てしやすい環境を整備します。
- ・教育施設の計画的な維持管理、安全点検の徹底、防犯・防災教育の充実により、安全で快適な学びの場を確保します。
- ・いじめの防止と生命尊重の教育を推進し、すべての子どもが安心して過ごせる学校づくりに努めます。
- ・障がいの有無にかかわらず、町民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合って共生する社会の実現を目指し、ユニバーサルデザインに配慮した取組を推進します。
- ・小中一貫教育を推進し、少子化・人口減少社会に対応したより豊かな学びの環境を整えます。
- ・県立小山高等学校との連携を強化し、0歳から18歳までの一貫した魅力的な教育を推進します。

(6) 生涯学習の推進

- ・町民が生涯にわたって主体的に学び続け、心身共に健康で豊かな暮らしを実現できるよう、多様な学習機会の提供と学習成果の発表・発信の場を充実します。
- ・学習を通じて人と人同士が繋がり、交流を深める豊かな地域社会づくりを目指し、生涯学習を推進します。
- ・図書館サービスを充実させ、幼少期からの読書活動を推進します。

(7) 文化芸術活動の振興

- ・町民が文化芸術に親しみ、地域への誇りや愛着を持てるよう、鑑賞・体験・発表機会の提供と充実を図ります。
- ・地域で行う文化芸術活動を支援するほか、町内の貴重な歴史文化資源の保存・活用に努め、文化の継承と担い手の育成を推進します。

(8) スポーツ・レクリエーション活動の振興

- ・町民が運動習慣を身に着け、心身ともに健康になり、地域の一体感や活力の向上につながることを目指します。
- ・観る・実践する・交流する機会の充実と、誰でも気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめる環境づくりを進めます。
- ・選手、団体、指導者など、スポーツ活動を支える人材を育成し、その活動を支援します。

3 体系図

「富士山頂のあるまち」「金太郎生誕の地」にふさわしい 元気で、明るく、心豊かな人づくり	1 幼児教育	施策1 就学前教育の充実	各こども園での教育の質の向上
			保育教諭等の資質向上
	家庭・地域・学校（園）の子育て力の向上		
	本に親しむ環境づくりの推進		
	特別支援教育の推進		
	英語教育・国際理解教育等の充実		
	2 学校教育	施策2 幼児教育の連携	安全・安心な教育環境の整備
			各こども園・各小中学校の連携
	施策3 確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成	教育の質の向上	
		教職員の資質向上	
		家庭・地域・学校の連携向上、地域の核となる開かれた学校づくり	
		特別支援教育の推進	
道徳教育・人権教育の充実			
ふるさと教育の充実			
環境教育の充実			
読書活動の充実			
英語教育・国際理解教育等の充実			
児童生徒の登校・放課後活動支援の充実			
施策4 安全・安心で質の高い教育環境の整備	健やかな体づくりの推進		
	交通安全教育、防犯・性暴力防止・防災教育の推進		
	保護者への支援		
	施設・設備点検の徹底		
	いじめ防止・不登校対策の推進		
	学校施設整備方針の策定		
3 生涯学習	施策5 生涯学習の推進	小中一貫教育の推進	
		県立小山高等学校との連携強化	
		情報機器（ICT）の管理と安全	
	施策6 家庭・地域社会・学校（園）との連携	児童生徒性暴力の予防	
		生涯学習の推進	
		健やかな体づくりと生涯スポーツの推進	
		歴史と文化の継承・活用	
施策7 生涯学習施設の充実	家庭の教育力の向上支援		
	地域の教育力の活用		
	連携した子どもの育成		
		次代を担う人材の育成支援	
		文化施設・体育施設の充実	
		子育て支援施設の充実	

第4章 各分野の施策展開

1 幼児教育

幼児期は、生涯にわたる人格形成や学びに向かう力の基礎が培われる重要な時期です。少子化や家族形態の多様化、地域のつながりの希薄化など社会環境が大きく変化する中、家庭や地域が担ってきた教育的機能の低下が指摘されており、すべての子どもに質の高い育ちの機会を保障する観点から、幼児教育の果たす役割は一層重要となっています。

幼児教育においては、幼児期にふさわしい「遊び」と「生活（活動）」を通して、子どもが人や環境と主体的に関わりながら、自己肯定感や社会性、学びに向かう力などを育むことが求められています。保育所保育指針では、子どもがさまざまな人と出会い、関わり合い、心を通わせながら成長できるよう、乳幼児期にふさわしい生活の場を豊かに構成することが示されています。また、幼稚園教育要領においても、安定した情緒の下で幼児が自己を十分に発揮し、主体的な活動を通して多様な体験を積み重ねていくことが重視されています。

「遊び」は、乳幼児期の発達に必要な体験が相互に関連し合いながら総合的に営まれるものであり、心身の調和のとれた発達や協調性、思考力の芽生えなど、非認知能力の基礎を育む重要な学びです。このため、遊びを中心とした教育・保育の充実を図ることが、幼児教育の質の向上につながります。

今後は、乳幼児期の豊かな育ちとウェルビーイングを保障するとともに、幼保小接続を見据えた切れ目のない支援を推進しながら、家庭、地域、こども園等がそれぞれの役割を果たし、相互に連携・協働することで、総合的な幼児教育の充実を図っていく必要があります。

【施策1 就学前教育の充実】

ア 各こども園での教育の質の向上

子ども一人ひとりの成長と保護者のニーズに応じた適切な支援に努めます。

(ア)各こども園の実態に応じた教育内容の工夫

毎年、各こども園で教育・保育目標、重点目標を定め、さらに重点目標の具体的な方策、研修テーマを設定し充実した園運営を図ります。

(イ)保護者との意見交換の場づくり

保育参観会や懇談会等を通して、子ども一人ひとりが生活する様子や成長した姿を知らせたり、保護者と意見交換したりすることにより幼児教育の大切さが実感できる場を設けます。

(ウ)園評価の実施及び公開

保護者及びこども園職員に対し園評価を実施し、所属職員全員が保育教育活動その他の園経営の成果や課題を共有し、協力して保育教育活動を行うことによって、意識改革や組織の活性化や園経営の改善を図ります。

また、園評価の結果の公表などを通して、保護者や地域の人々から保育教育活動その他の園経営に対する理解と参画を得て、地域に開かれ愛される園づくりが進むようにします。

(I)体力の向上

幼児が自発的に取り組む様々な遊びを中心に、楽しく体を動かす保育を推進します。

(オ)食育の推進

「決まった時間に食事する」「みんなで食べる楽しさを体験する」「食事づくりや準備に関わる」「食事を味わって食べる」「食べものの話をする」食育を推進します。

イ 保育教諭等の資質向上

保育教諭等一人ひとりが、自ら意欲的に学ぼうとする意識をもち、互いに研鑽していきます。

(ア)乳幼児教育の質の維持・向上（こども園の会）

公立3こども園、私立2こども園が一つの組織（こども園の会）となり、町の幼児教育の一体性と一貫性を図り、乳幼児教育に取り組んでいきます。

また、こども園の会の統一研究テーマを踏まえ、園の実態に応じたテーマを掲げ、発達の理解や環境構成、保育教諭等の援助などについて、保育実践と記録の累積などを通して、日々研修を積み重ね、保育者としての専門性を高めることに努めていきます。

(イ)全こども園で子どもの姿を語る会の実施

各こども園の研究テーマに沿った、年1回の子どもの姿を語る会を実施し、参観やふり返しを通して保育教諭等の保育力の向上に努めていきます。

(ウ)研修会の実施

県や保育士会・保育所連合会主催の研究発表会への参加等、町外の研修受講機会の拡大及び研修内容の充実により、資質向上を図るとともに保育教諭等の交流を図ります。

ウ 家庭・地域・学校（園）の子育て力の向上

乳幼児期の教育における家庭教育の役割は極めて重要と捉え、家庭と地域、行政が一体となった取組を充実し、保護者へ子育てが楽しいと感じる機会と場の提供を行うことにより、家庭および地域の子育て力の向上を目指す取組を推進します。

(ア)子育て相談

保護者の悩みなどについて気軽に相談できる雰囲気やかかわりを大切にし、子どもの具体的な姿を通して、子育ての楽しさや喜びを感じられるよう手助けをしていきます。また、子育てコンシェルジュを配置し定期的に園を巡回して、必要に応じて保護者からの悩みなどの相談に応じていきます。

(イ)ペンギンランドの実施

地域の子どもの成長・発達を促進する場として、こども園では「ペンギンランド」を定期的に行います。園を開放し遊びを伝えたり広げたりする場に、保護者同士の交流などの場も提供します。

(ウ)情報発信

毎月、子育て支援センター「きんたろうひろば」発行の子育て通信や各園発行の園だよりにより、子育てについての情報を引き続き提供していきます。

(I)地域行事への参加

学校運営協議会や地域学校共同本部と連携し、地区の運動会やまつりに親子で積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図っていきます。

エ 本に親しむ環境づくりの推進

読み聞かせは、親子の絆をつくる良い機会と考えることができます。また、文部科学省の調査によると、各国の調査研究においても、読み聞かせが子どもの発達に良い影響があるとの結果が示されています。絵本の読み聞かせは、子どもの心を育て、心を豊かにし、想像力を育て、集中力がつき、知的好奇心が育ち、語いが増え、読解力が身に付き学力に影響していくものと考えられています。さらに、子どもに寄り添ったスキンシップの一つとなり、子どもの自己肯定感を高めるとともに、家族の絆を高めるものと考えられています。

(ア)ブックスタート事業の実施

5～8か月児とその保護者を対象とした絵本のプレゼントや図書館ボランティアの読み聞かせを実施し、「絵本を介しての子育て支援事業」を推進します。

(イ)各こども園での読み聞かせの充実

日々の保育の中で読み聞かせの時間を意識的に設け、絵本に親しむ時間を積み重ねていきます。読み聞かせを通して自分の知らない世界を広げたりイメージを一層広げたりして、豊かな心を育みます。また、一部で既に取り入れられている読み聞かせボランティア等の活用については、読み聞かせの機会を計画的に取り入れるとともに、拡大を支援していきます。

(ウ)家庭での読み聞かせの啓発

こども園の絵本の貸し出しや、推薦絵本をお知らせするなどして、家庭での読み聞かせの啓発をしていきます。

オ 特別支援教育の推進

障害や発達上の課題がみられる幼児については、自立に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、個々の教育的ニーズを的確に把握し、力を伸ばすための指導や必要な支援を行います。また、保護者への保育・教育相談に努めるとともに、周囲の子どもや保護者にも障害への正しい理解が深まるよう支援します。さらに、共生社会の実現には特別支援教育の着実な推進が不可欠であり、障害者権利条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を踏まえた環境整備を進めてまいります。そして、障害の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重し合い、支え合って暮らせる社会を目指し、ユニバーサルデザインに配慮した取組を推進します。

(ア)特別支援教育コーディネーターの位置付け

特別支援が必要な乳幼児に対し、保護者や関係機関との連携・校内研修の企画・担任の支援・個別の支援計画を組織的に行うため、特別支援教育コーディネーターを中心に園内体制の充実を図っていきます。

(イ)医療、療育機関等の専門機関との連携

子育てコンシェルジュや関係機関との連携を図りながら、発達障害のある幼児や発達上の課題を抱えている幼児等を早期に発見し、就学前から効果的な指導、支援を引き続き行っていきます。

(ウ)特別支援が必要な子どもへの支援充実

個々のニーズや特性に応じた適切な教育支援やたんぼば教室（健診事後指導教室）での発達支援の利用促進など、将来の自立や社会参加に向けた支援策を行っていきます。

(エ)障害に対する知識の普及

園全体で協力体制を作り、計画的・組織的に取り組み、医療機関や療育機関と密に連携をとることで、保育者が障害のある幼児に対して理解を深め、知識と経験を豊かにして行くことに努めていきます。

カ 英語教育・国際理解教育等の充実

国際化の進展は、人と人との相互理解・相互交流が基本となるものです。外国の人々の生活や文化を、相手の立場になって理解することが必要になります。言語習得能力が柔軟で最も発達する幼児期に国際共通語である英語に興味をもつことは、意味のあることです。

(ア)ALT（外国語指導助手）によるこども園・放課後児童クラブでの国際理解教育の推進

令和7年度よりALTを全園に配置し、国際社会で活躍する人を育成するための土台づくりのため国際理解教育を推進していきます。

(イ)外国行事の体験をととした国際理解の推進

令和6年8月から国際交流員をカナダから招致し、こども園で海外の文化やクリスマスなどの行事をととして日本の文化との違いを学び、国際理解の推進に努めていきます。

(ウ)幼児教育の義務教育化への対応

国が幼児（５歳児）教育の義務教育化について議論をしていますが、その議論の推移を見ながら、国の動向や町の実情、専門的な人の意見などを考慮し、検討し、対応をしていきます。

キ 安全・安心な教育環境の整備

事故防止に向けて、子どもの心身の状態を踏まえながら園内外の安全点検を行い、職員間の共通理解と体制づくりを進めるとともに、家庭と連携して安全指導に努めます。

(ア)日常の安全管理の徹底

全園での室内・外の安全点検を毎日実施し、職員間で事故やけがやヒヤリ・ハット（一步間違えば事故やけがになった事象）の情報の共有を図り、事故やけがの防止に努めていきます。

(イ)時代に即応するための防災計画の再点検

町の防災計画や富士山噴火ハザードマップ等を活用し、防災対策を整備していきます。

(ウ)災害への備えと避難訓練の実施

避難訓練を計画的に実施し、災害への備えと生命を守る意識を養います。

(エ)事故防止マニュアルの整備と事故予防の徹底

国の保育施設等の事故防止ガイドラインに合わせ、より充実した事故防止対策マニュアルを整備していきます。引き続き、各園に養護教諭を配置することで、事故予防を徹底していきます。

【施策２ 幼児教育の連携】

ア 各こども園・各小中学校の連携

少子化や核家族化の進行により、人と人との関わりが希薄になってきています。同年代の子ども達と積極的に関わる体験を持ち、人と関わる力を育てます。

また、乳幼児教育と小学校教育の円滑な接続のため、スタートカリキュラムに取り組むとともに、幼児と児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師と意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど、こども園と小中学校の連携を図ります。

(ア)各こども園間の交流

町内こども園（公立・私立）間との交流会を行い、同年代の子どもと触れ合うことで、視野や経験を広げ、人と関わる力を育みます。

(イ)こども園と小学校の交流事業の実施

こども園から小学校へ入学する際の環境変化の影響を少しでも緩和し、小学校生活への円滑な接続を図るため、教育活動の連携や相互交流を推進します。さらに、小学校でのスタートカリキュラムを推進します。

(ウ)こども園・小学校・中学校での一貫した教育の推進

子ども像を共有し、こども園・小学校・中学校が連携した教育を推進し、小学校へのこども園の児童の招待、中学校の生徒のこども園体験訪問等の交流を図り、地域の連携を強化します。

2 学校教育

学校教育においては、学校教育法等に基づき、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「主体的に学習に取り組む態度」の三つの要素を柱とした教育の充実が求められています。これらは、単に知識を習得することにとどまらず、学んだことを活用し、自ら考え、判断し、表現する力や、主体的に学び続けようとする姿勢を育成することを重視するものです。

この三つの要素を踏まえ、学習する子どもの視点に立ち、①何を知っているか、何ができるかといった個別の知識・技能、②知っていることやできることをどのように活用するかという思考力・判断力・表現力、③社会や世界とどのように関わり、よりよい人生を送ろうとするかという人間性や学びに向かう力など、三つの資質・能力をバランスよく育成していくことが重要です。

さらに、変化の激しい社会を生き抜くためには、学力面に加え、前向きに物事に取り組む思考力、困難に直面しても粘り強く取り組む忍耐力、他者と協働するための協調性、新たなことに挑戦しようとするチャレンジ精神など、いわゆる非認知能力の育成も不可欠となっています。

今後は、子ども一人ひとりの可能性を最大限に引き出す学校教育を目指し、資質・能力の育成を軸とした学びの充実を図るとともに、心身の健やかな成長とウェルビーイングを大切にしながら、社会の変化に主体的に対応できる人材の育成に取り組んでいく必要があります。

【施策3 確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成】

ア 教育の質の向上

21世紀社会の特徴を把握し、これから求められる子どもたちが身に付けたい力を明確にしていく必要があります。今後急速に進むと考えられる「知識基盤社会」「情報化社会の高度化」「グローバル化時代の到来」に対応できる教育の質の向上が求められています。併せて、「学び続ける教職員の育成」を図るための教職員研修体制の充実が求められています。

(ア)確かな学力を育む教育の推進

確かな学力を身に付けるために「基礎的・基本的な知識・技能の習得」及び「思考力・判断力・表現力等の育成」を授業のみならず学校教育活動全般で展開できるように、授業改善（ICT活用）、地域連携等を推進していきます。

(イ)主体的・対話的で深い学びの推進

子どもたちが「何を知っているか」だけではなく、「知っていることを使ってどのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」ということが生きる力を育むことといえます。「何を学ぶか」も重要なことですが、「どのように学ぶか」も並行して考えなければなりません。

知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力や人間性など情意・態度等に関わるものの全てを、いかに総合的に育てていくかということを、今後の教育においても根幹となる「主体的・対話的で深い学び」を推進し、授業改善を図っていきます。

イ 教職員の資質向上

子どもたちに確かな学力を付けるために、教職員が自校の子どもの実態や教育課題を踏まえて、授業改善に継続して取り組んでいきます。

(ア)教職員の資質向上

a 町指定研修等組織的研修体制の充実

こども園・小学校・中学校の一貫教育を目指して、子ども像を共有しながら発達段階を押さえた一貫教育の探究を進めていきます。

小山町では、町内全校の小中一貫校化を決定したため、次の段階としてこども園を含めた一貫教育の在り方について今後も研究・検討を行います。

b 校内研修の充実

各校は子ども及び教職員の实態を押さえ、「チーム学校」を踏まえた正のスパイラルを生ずる校内研修に取り組みます。

また、県からの通知や資料を基に、管理職が定期的に勤務・サービスに関する研修を教員に実施します。

c 菜の花講座等の自主研修の実施について

社会の変化や教育課題に対応するため、時代のニーズに応じた自主研修を実施します。教職員が主体的に学び合い、実践的指導力の向上と教育活動の充実につなげます。

(イ)総括指導員等による授業力向上、授業改善の推進

a 総括指導員による教職員研修の充実

確かな人間力及び授業力をもてる教員を目指すために、若手教員が授業公開をとおして子どもの見取り方、授業の在り方等について論議し合う場を設定し、資質向上を図ります。

b 授業力向上施策の推進

若手教員や先輩教員、臨時的任用職員の授業公開を通して、教員としての力量を伸ばします。また、各校に配置している様々な支援員に対する支援員研修会では、職責について共有し、よりよい支援の在り方を研究していきます。

(ウ)教職員の健康管理

教職員がより質の高い教育活動を実践するためにも、教職員のメンタルヘルス対策は重要です。法令で定められた健康診断の受診だけでなく、管理職や養護教諭及び衛生推進者の積極的な健康保持増進への働きかけを強化します。併せて、町では、メンタルヘルスチェックを実施し、より一層の教職員の健康管理の充実と働きやすい環境づくりを目指します。

(I)学校評価の活用

学校評価を町内統一の質問事項を設定し、町で集計を行うことで、教職員の負担軽減を図ると共にP D C Aサイクルによる改善の取組をさらに推進していきます。

ウ 家庭・地域・学校の連携向上、地域の核となる開かれた学校づくり

地域のつながりや支え合い、家庭教育の充実の必要性が求められる中、学校が抱える課題は複雑化・困難化しています。社会的な教育基盤の構築等の観点から、学校と地域はパートナーとして相互に連携・協働していく必要があります、「社会総掛かりでの教育」「チーム学校」をキーワードとし、開かれた学校づくりを推進します。

(ア)コミュニティ・スクールの推進

コミュニティ・スクール・ディレクター（C S D）を各中学校区に配置し、学校運営協議会を中心とした学校と地域の連絡体制を充実します。地域の子育て力として、今後も地域とのかかわりを大切にしたい学校づくりが必要であることから、子育ての問題を地域の課題として保護者・地域・住民が学校運営に参画し、地域全体で子どもを育てる意識を育みながら、「地域とともにある学校づくり」を進めます。

(イ)地域・学校・保護者の連携強化

地域と学校がパートナーとして、共に子どもを育て、共に地域を創るという「共通理念（目標）」に立つには、保護者の協力を得ながら、学校運営を進める必要があります。今後も地域の教育力を向上し、学校を核とした持続可能な地域社会をつくることを目指します。

(ウ)地域の拠点となる学校づくりの研究

それぞれの地域・学校の特性を踏まえ、地域学校協働本部、放課後子ども教室等の機能をベースとして、開かれた学校づくりを進めます。より多くのより幅広い層の活動する町民の参画を得て活動を多様化し、継続的な地域学校協働活動を実践できるように配慮します。

(I)学校機能の見直し

学校は、地域および家庭と「未来の社会を担う子どもにどのような資質・能力を育成するのか」という目標を共有しながら、連携して教育活動を進めていくことが求められます。地域・家庭・学校の新たなつながりを踏まえ、地域全体の教育力の向上につながるよう、学校の役割や機能を再整理し、その充実を目指します。

エ 特別支援教育の推進

共生社会の実現には特別支援教育の着実な推進が不可欠であり、障害者権利条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を踏まえた環境整備を進めてまいります。そして、障害の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重し合い、支え合って暮らせる社会を目指し、ユニバーサルデザインに配慮した取組を推進します。

(ア)特別支援教育コーディネーターの位置付け

特別支援が必要な児童・生徒に対し、指導内容や指導方法等の工夫を計画的・組織的に行うため、特別支援教育コーディネーターを中心に校内体制の充実を図っていきます。

(イ)障害に対する知識の普及

学校全体で協力体制を作り、計画的・組織的に取り組み、医療機関や療育機関と密に連携をとることで、保育者が障害のある児童・生徒に対して理解を深め、知識と経験を豊かにして行くことに努めていきます。

(ウ)多様化する特別支援教育への柔軟な対応

子どもたちが適切な指導や必要な支援を受けることができるような弾力的なシステムを作っていく必要がありますので、多様化しているニーズに応えられるよう、柔軟な対応に努めます。

(I)ユニバーサルデザインに配慮した取組の実施

ユニバーサルデザインの視点を取り入れた生活づくり・授業づくりと、障害の有無にかかわらず、町民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合って共生する社会の実現を目指します。

オ 道徳教育・人権教育の充実

思いやりの心や規範意識をもった子どもの育成を進めます。

(ア)道徳教育充実のための教材等の開発と実践

「考え議論する道徳」への転換により、教職員の研修や教材研究、授業改善に取り組みます。教材等の開発と、その教材等を使用した授業を実践します。

授業で培ったことを日常生活で実践する場を意図的に設定したり、実際の活動の中で道徳性を涵養できるよう体験活動を積極的に取り入れます。

(イ)高い人権意識を育むための授業改善、命を大切にする教育の強化

人権教育担当・道徳教育推進教師を中心に、各校の実態に即した授業を展開し、今後も重要な教育の一つとなる道徳性の涵養を進めます。

(ウ)多様性を尊重する教育の実現

国籍の違いや障害の有無、性的指向や性自認等の多様性を互いに理解し認め合い、思いやりあふれる共生社会の実現を目指し、家庭、学校、職場、地域等の様々な場面を通じて教育・啓発の推進を図ります。

カ ふるさと教育の充実

心豊かで、郷土愛に満ちた人間を育成するために、子どもに、ふるさとの自然や文化、先人の苦勞や偉業等に触れさせ、ふるさとの人々との触れ合いを深めるよう、小山町の自然環境、歴史、文化等を学ぶ機会を提供します。郷土への愛情や誇りをもたせることにより、自然に対する畏敬の念や感動する心、他人を思いやる心や奉仕の心など他と共に生きる豊かな心や態度を育てることを目指します。

(ア)自然環境、歴史、文化等の学び

児童生徒が、ふるさとの自然、歴史、伝統、文化についての理解を深める活動をとおして、主体的に学び、考え、課題を追究する力など、学ぶ力の育成を図ります。このとき、子ども自身が、自らの生活の場である小山町が、自然や文化、人材等に恵まれ、学びが充実していることに気づき、それらと直接触れ合い実感をもって学ぶことにより、問題を解決する能力や、習得した知識や技能などを学習や生活の様々な場面で実際に生かしていく力を育て、豊かな学びにつながる事が可能となります。そのため、社会科副読本『おやま』を活用とともに、地域（新産業エリア等）に出る社会科見学・校外学習や職業体験等の体験を重視していきます。

(イ)町史等、故郷に関わる偉人伝・文化等の掘り起し

グローバル化が進展し、社会経済情勢が大きく変動し価値観も多様化する現代社会において、地域の文化財や人材を活用し、ふるさとの先人の業績や志などについて理解を深めるとともに、ふるさとの伝わる文化（富士紡績・豊門公園等）や習慣等に触れることにより、自らのアイデンティティを持って生きることのできる子どもの育成を推進します。

(ウ)地域行事への参加の促進

地域の文化や伝統・習慣に直に触れることのできる地域行事等への参加を促していきます。

キ 環境教育の充実

地球温暖化や自然破壊など、環境問題への対応が急務となっています。SDGsの取組が進む中、持続可能な社会を目指して、小山町の豊かな自然環境を守り、次世代に引き継いでいくためには、エネルギーの効率的な利用など環境への負荷が少なく持続可能な社会を構築することが大切です。そのために、子どもたちが、主体的に環境問題について学習し、積極的に環境保全活動に取り組んでいけるよう環境教育の充実に努めます。

(ア)持続可能な社会づくりの視点からのエネルギー教育の充実

資源の有効活用やリサイクルに関するエネルギー教育の充実と小山町に因んだ防災教育、平和教育とエネルギー教育の理念を関連付けながら、持続可能な社会づくりの担い手の育成を目指します。

(イ)小山町の環境の再評価と環境保全意識を高める教育の推進

小山町環境基本計画の下、小山町ならではの環境学習を推進し、今後の豊かな学びにつなげることに努めます。

ク 読書活動の充実

(ア)学校図書館の充実

小中学校の図書館（図書室）に学校図書館支援員を配置し、各校の図書担当教員と学校図書館支援員の協力により、よりよい環境づくりに努めるとともに、読書を習慣づけられるような仕組みづくりや、ICT活用を推進していく中での学校図書館のあり方について検討していきます。

(イ)セカンドブック事業の推進

ブックスタートのフォローアップ事業として推進します。また、絵本の他に「読書通帳」を贈呈し読書活動の推進を図ります。

ケ 英語教育・国際理解教育等の充実

(ア)夢チャレンジ事業の充実

a 実用英語技能検定（英検）の受検支援

文科省は、2020年（令和2年）には、中学校卒業時に英検3級程度の英語力を身に付けることを具体的な目標に掲げたことから、目標の具現化に向け英検受検料の補助を行ってきました。今後は引き続き補助を行うとともに、英語検定だけでなく他の受験支援の補助について検討していきます。

b 総合学習状況調査支援

確かな学力を身に付けるためには、よりよい指導と評価が不可欠です。そのため、指導の重要な資料となる総合学習状況調査（教科別学習状況と学習意識に関する調査）の支援を行っていきます。

総合学習状況調査の実施により、子どもの学びを客観的に振り返ることができるため、授業改善だけでなく生活の見直し等も含めた総合的なことも支援につなげることを目指していきます。

(イ)小中学校でのALTの充実

令和7年度より国際友好都市協定を締結したフィリピン共和国コルドバ町からALTを招致し、全校に配置し常駐体制を整えました。低年齢時から、身近にいる外国人と触れ合う体験を重ねることにより、英語に対するハードルが下がることで学習に結び付くとともに、コミュニケーション能力を育むための基礎となる人間関係づくりを体感できます。

また、ALTをとおして、外国文化を知ることで多文化共生、多様性への理解を深め、国際理解教育の充実につなげます。

(ウ)外国行事の体験をととした国際理解の推進

令和6年8月から国際交流員をカナダから招致し、小学校で海外の文化やクリスマスなどの行事をととして日本の文化との違いを学び、国際理解の推進に努めていきます。

コ 児童生徒の登校・放課後活動支援の充実

児童生徒登校時の地域の方々による見守り活動を支援します。

また、県の実施する放課後児童支援員認定資格研修に各放課後児童クラブの補助員の参加や、資質向上研修に支援員等の参加を推進します。

さらに、保育内容、子どもへの接し方等の助言指導を行うアドバイザーを配置し、活動の質の向上に努めるとともに、放課後子ども教室を全小学校に設置し、放課後の居場所づくりに取り組みます。

サ 健やかな体づくりの推進

偏った栄養摂取、朝食欠食など食生活の乱れや肥満・痩身傾向など、子どもたちの健康を取り巻く問題が深刻化しています。これらに対応するため、安全・安心な給食を提供するとともに、食を通じて町を理解することや、町の食文化の継承を図ること、自然の恵みや勤労の大切さなどの理解を深め、子どもの生活向上を図ります。

また、子どもの体力低下の原因の一つとして、「睡眠不足」という指摘があります。睡眠不足により、朝食の未摂取や感情コントロールに悪影響を及ぼすという指摘もあります。このようなことから、規則正しい習慣の確立が重要であることを踏まえ、健康な体づくりを推進します。

(ア)小山町の食材の有効活用による給食の充実

学校における食育の生きた教材となる学校給食の充実を図ります。地域おこし協力隊や認定農業者との連携により町の地場産物の活用や米飯給食（ごてんばこしひかり利用）を実施します。

(イ)生活力の向上につながる食育の推進

食育基本法及び食育推進基本計画に則り、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校においても積極的に食育に取り組んでいきます。各小中学校において、栄養教諭による訪問授業やふるさと給食の会等において、食の大切さや感謝する心を育むなど、食に関する指導の充実に取り組みます。

(ウ)子どものころから体を動かし、運動に親しむ生活習慣の確立

子どもたちは、自由に遊べる広場が少なくなりつつあったり、少子化による近隣の子どもの減少であったり、TVゲーム、スマートフォンの普及など、様々な要因によって屋外で体を動かすことが少なくなっており、体力が低下してきていると言われています。運動は学習にもよい影響を与えていることから、子どもたちが主体的に運動を楽しむことのできる教職課程や環境づくり、生活習慣指導を充実します。小学校では、令和7年度から教育課程を編成し、朝運動に着目したプロジェクト「アサフィット」を始めています。各小学校で週3回ほど授業開始前に走りを中心とした運動時間を設け、子どもたちの生活リズムを調整するとともに、運動の楽しさを伝えていきます。

中学校においても、諸活動や部活動の工夫によって生涯学習の視点からの運動の機会の確保について検討します。

(I)子どもに求められる体力や体力向上目標の策定

子どもの発達・成長を支える基本的な要素である「体力」は活動の源であり、学習意欲や気力の充実に大きく関わっています。文部科学省が実施している「体力・運動能力調査」の結果は、昭和60年以降下降の一途をたどっています。体力診断テスト（スポーツテスト）の分析を小山町教育委員会と各小中学校で行い、小山町全体の傾向や各校の特徴を把握します。町では、「体力診断テスト」の平均値を上昇傾向に安定させることを当面の目標として設定します。

(オ)望ましい生活習慣の確立

健康診断の結果、歯科検査の結果等も踏まえた生活習慣の見直しを図ります。歯科検診については検査後の治療率100%を目指します。また、様々な要因によって生活が不規則になったことにより、ストレス・疲労を感じる子どもが増加しているという指摘もあります。望ましい生活習慣を確立していくために学校と家庭との連携を図っていきます。

シ 交通安全教育、防犯・性暴力防止・防災教育の推進

児童生徒の交通安全意識及び防災意識を深めるために、道徳や保健体育等の教科、学級活動、学校行事など、学校の教育活動全体を通して、計画的、継続的に実施します。また、地域人材及び諸施設を有効活用し、交通安全教育・防災教育・性暴力防止・防犯教育等全般を学校・地域の連携、協力により充実させていきます。

(ア)地域、関係諸機関と連携した子どもの安全教育・環境づくりの推進

中学校区単位で実施されている「防災教育推進のための連絡会議」をはじめとする地域全体が集まる会合を重視し、子どもを学校・地域・自治体等で防災・防犯・性暴力防止・交通安全のそれぞれの角度から幾重にも守るセーフティネットを構築していきます。また、児童生徒は、学校において、その生涯にわたり、自らの安全を確保することのできる基礎的な素養を身に付けることが求められていることを意識した育成に努めます。

(イ)交通安全教育の年間計画の作成

年間を見通した「交通安全教育」に関する指導計画を各校において作成することにより、継続的な交通安全指導を実施し、交通事故ゼロを目指します。

(ウ)防災教育（大雨、地震、富士山噴火、Jアラート、害獣対策）の計画的な取組

町で想定される気象災害、自分の住む地域特有の過去の災害状況を確認しつつ、国や県、町で策定している防災対応マニュアルに準じた各校の防災対応マニュアルを作成します。併せて、各教科・領域の授業においても、防災教育を踏まえた指導を実施し、多面的に防災教育の充実を図っていきます。

【施策4 安全・安心で質の高い教育環境の整備】

児童生徒を取り巻く環境においては、事件・事故・災害があらゆる場面で起こり得ることを踏まえ、学校安全計画に基づき全教職員が一体となって安全対策を推進していきます。そして、学校は人格形成の場であることから、児童生徒が安心して学習や運動に取り組めるよう、安全な学校・通学路環境を整備し、子どもが日々の学校生活を安心して送れるよう必要な取組を進めてまいります。

また、児童生徒性暴力の予防、インターネット・SNS上でのトラブル防止に努め、安全・安心な学校づくりを行います。

ア 保護者への支援

経済的援助を必要とする家庭が、増加傾向にあります。教育の機会均等の確保のため、経済的支援を行っていきます。

また、核家族化の進行や地域でのつながりの希薄化などにより、子育て等に関する相談相手が減少していることから相談体制を充実し、地域の子育て力を向上します。

(ア)就学援助費の支給

義務教育期間における経済的援助を必要とする児童生徒の保護者に、学用品、修学旅行費、校外活動費などの就学援助費を支給し、経済的な格差に左右されない教育の実現を図ります。

(イ)特別支援教育就学奨励費の支給

特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に、その就学の特殊性から経済的な負担を軽減するため、通学費、学用品費、修学旅行費、校外活動費などの就学援助費を支給し、豊かな学校生活を送ることができるよう支援します。

(ウ)育英奨学事業の維持

学業が優秀であるにも関わらず就学が困難な生徒や学生に対する奨学資金の貸付制度を維持し、生徒や学生が自分の将来に希望を持って生活できるよう支援します。

(I)子ども相談員等の配置

子ども相談員等を学校教育課に配置し、保護者の相談に対応していきます。

(オ)スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の学校外部人材の有効活用

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや学校外部人材を有効に活用し、子ども・保護者の相談に対応していきます。

イ 施設・設備点検の徹底

子どもが安心して学校生活を送るために、定期的な遊具や備品等の点検が求められています。各学校において、安全点検日を設定し、全職員で、安全点検を実施することを徹底し、施設・設備を安全に安心して使用できるように維持していきます。

(ア)多様な学校施設の活用を踏まえた施設改修

学校を利用する子どもたちだけでなく、災害時等の学校開放時には町民など様々な人が学校施設を利用します。様々な人が利用することを踏まえたバリアフリー化の施設改修が必要となることから、施設改修時には、多目的トイレや車椅子利用者に対するスロープの設置等、多様な活用を踏まえた改修を推進し、ユニバーサルデザインに対応する整備を推進します。

また、2027年末に蛍光灯の製造、輸出入が禁止されることを踏まえた校舎のLED化を進めるとともに、体育館の空調設備の導入を順次進め、生徒の運動時の熱中症対策と災害時の避難所機能を強化していきます。

ウ いじめ防止・不登校対策の推進

いじめ防止・不登校対策については、今後も教育の根幹となる重要な課題であるため、早期発見・早期対応を目指し、実践していきます。また、重大ないじめが認められた場合には、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」に則った対応をしていきます。

(ア)いじめを許さない学校づくり

どんな小さなことも見逃さないという意識の下、生徒指導を行っていきます。「いじめをゆるさない」環境を醸成するとともに、命を大切にす教育を推進します。

(イ)子ども・保護者と教職員との信頼関係の構築（相談窓口の充実）

いつでも、何でも相談できる開かれた学校づくりを進めています。また、なかなか学校に相談できないことは、小山町の相談員に問い合わせることもできます。さらに、これらを推進していきます。

(ウ)スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の学校外部人材の有効活用

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の学校外部人材を有効に活用し、子ども・保護者の相談に対応し、いじめ防止・不登校対策を推進していきます。

エ 学校施設整備方針の策定

学校施設の老朽化が進行するとともに、少子化に伴い児童生徒数が減少しています。そのため、学校施設の長寿命化や、余裕教室の有効活用が必要となっています。

学校施設等長寿命化計画に基づき、計画的に修繕等ができるように改修基準等の明確化を通じて、既存建築物の有効活用や長寿命化を図る技術の体系化及び管理手法であるストックマネジメントを推進していきます。

オ 小中一貫教育の推進

これからの小山町の児童生徒数の推移等を踏まえながら、子ども像を共有し、小中一貫教育を推進します。

さらに、各小中学校で授業カリキュラムを調整し、小学校同士の連携、中学校同士の連携を推進します。

カ 県立小山高等学校との連携強化

本町の豊富な地域資源を十分に活用した探究学習や、小中学校と連動したグローバル人材育成のための先進的な英語教育の実施など、小山高校との緊密な連携・協力体制を強化し、0歳から18歳までの一貫した魅力ある教育を推進していきます。

キ 情報機器（ICT）の管理と安全

教育活動におけるICTの活用を推進する一方で、情報機器の適切な管理と安全確保を重要課題と捉え、「小山町教育情報セキュリティポリシー」に基づき、端末やネットワークの利用に関するルールを明確化し、個人情報や学習データの保護を徹底します。具体的には、機器の定期的な更新・点検、ウイルス対策ソフトの導入、アクセス権限の適正管理を行います。また、教職員・児童生徒への情報モラル教育を強化し、情報漏えいや不正利用を防止します。さらに、障害発生時に備えたバックアップ体制を整備し、教育活動の継続性を確保します。安全で信頼性の高いICT環境を構築することで、学びの質を高め、安心して利用できる教育環境を実現します。

ク 児童生徒性暴力の予防

児童生徒が被害に遭わないよう、教職員の研修や令和8年12月25日に施行される「こども性暴力防止法」に基づき採用時に性犯罪前科の有無の確認を行います。

また、相談等があった場合には、学校・教育委員会が連携して丁寧に対応します。

3 生涯学習

社会・経済構造の変化や技術革新の進展に伴い、人々には新たな知識や技能を継続的に学び、社会の変化に主体的に対応していく力が求められています。また、社会の成熟化が進む中で、職業能力の向上にとどまらず、心の豊かさや生きがい、地域とのつながりを重視した学習へのニーズも一層高まっています。こうした状況を踏まえ、誰もが生涯のいつでも、どこでも、自らの関心や目的に応じて学び続けることができ、その成果が社会の中で適切に生かされる生涯学習社会の実現が求められています。

生涯学習は、個人の知識や技能の向上、自己実現を支えるだけでなく、地域や社会を支える人材の育成にもつながる重要な基盤です。学びを通じて培われた多様な経験や能力は、就労や地域活動、ボランティア、文化・スポーツ活動など、さまざまな場面で発揮され、社会・経済の持続的な発展に寄与することが期待されます。

また、生涯学習の推進は、高齢者の社会参加や生きがいづくり、青少年の健全育成、地域コミュニティの活性化など、地域全体のウェルビーイングの向上にもつながるものです。あわせて、学歴に偏らず、多様な学習や経験によって得られた成果を適切に評価し、活用する仕組みを整えることは、これまで指摘されてきた学歴社会の課題の是正にも資するものといえます。

今後は、地域の特性や多様な学習ニーズを踏まえながら、生涯学習の基盤整備と学習機会の充実を図り、学びを通じて「地域が人を育て、人が地域を創る」好循環を生み出すことで、町を担う人づくりを推進していく必要があります。

【施策5 生涯学習の推進】

ア 生涯学習の推進

生涯学習推進委員会を設置し、町の生涯学習について推進を図ります。生涯学習施設の指定管理者による運営管理により、民間のノウハウを活用しながら、生涯学習の推進を支援するため社会教育を充実させ、町民が生涯にわたって能動的に学び続け、心身共に健康で豊かな暮らしを実現できるよう努めます。

(ア)芸術文化活動の振興

町民のニーズに応じた各種趣味教室、季節行事、講演会、体験学習の充実など学習機会の提供を促進し、個人の自己実現や社会への貢献など多岐にわたる目的を果たすことにつなげます。

(イ)生涯学習関係団体との連携（町民文化祭、文化連盟等）

生涯学習関連団体の連携を推進・強化するとともに、町民文化祭や生涯学習フェスティバルなど様々な場を活用した学習成果発表の場を充実します。

(ウ)図書館機能の充実

a 読書活動の推進

ボランティア活動の充実、絵本の読み聞かせ事業の推進、選書ツアーの実施など、読書活動のきっかけづくりを推進します。

b 学校図書館（室）と町立図書館の連携の推進（蔵書情報の共有、学校間の貸出し等）

各学校の学校図書館支援員が町立図書館と連携を取りながら各学校の読書活動を推進し、蔵書情報の共有、学校間の貸し出し等の実現に努めます。また、ICTを利用した連携の研究・検討をし、実現に努めます。

(I)子ども読書活動の推進

ブックスタート事業、そのフォローアップとしてのセカンドブック事業を実施し、子どもたちが本に出会う機会を提供します。さらに、読書活動を推進するため、セカンドブック贈呈時に読書通帳を贈呈し、読書活動の活性化に努めます。

イ 健やかな体づくりと生涯スポーツの推進

スポーツは世界共通の文化として、私たちの身体的・精神的な欲求を満ちし、健康の保持増進に大きく寄与します。体を動かす楽しさや達成感、連帯感を得ることで、心身の健全な発達やストレスの解消、生活習慣病の予防にもつながります。特に青少年にとっては、自己責任や克己心、フェアプレーの精神を身に付ける機会となり、仲間や指導者との交流を通してコミュニケーション能力や思いやりを育むことができます。また、町民同士がスポーツを通じて交流を深めることにより、地域への誇りや愛着が高まり、一体感や活力の向上につながり、地域社会の再生にも資するものとなります。

このことから、町民が運動習慣を身に付け、心身ともに健康になり、さらにスポーツ・レクリエーション活動が地域の一体感や活力の向上につながっていくことを目指し、誰でも気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめる環境づくりを進めるとともに、選手・団体、指導者の育成など、スポーツを支える活動を支援します。

(ア)スポーツ・レクリエーション活動の振興

町民のニーズに応じた各種スポーツ教室、大会、イベントなど誰でも気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめる機会を充実し、世代を超えた交流や親睦を深め、町民の健康を増進していきます。

(イ)生涯学習関係団体との連携（NPO法人スポーツ協会等）

生涯学習関連団体の連携を推進するとともに、富士マラソンフェスタをはじめとする各種大会やイベントを開催し、多世代が参加でき、町民が気軽にスポーツに親しめるよう努めます。

中学校の部活動の地域展開についても、生徒のニーズに応じた種目の設定、合同部活動の開催などを行うため、クラブチームへの協力要請を始めとする生涯学習推進団体との連携を図ることで柔軟に対応していきます。

ウ 歴史と文化の継承・活用

歴史と文化は、祖先が時代に応じて受け継いできた大切なものであり、私たちは感謝と敬意をもって次世代へ継承していく必要があります。地域社会は、生活に根付いた伝統文化によって支えられており、地域への愛情や誇りを育むためには、地域固有の歴史と文化を見つめ直すことが重要です。町民が「ふるさと」と感じられる地域をつくるためにも、歴史と文化を活かし伝統を守ることは、町を担う人づくりに欠かせません。町民が文化芸術に親しみ、地域への誇りを高められるよう、鑑賞や体験、発表の機会を充実させ、各地域の文化活動を支援するとともに、貴重な文化財の保全と活用にも努めます。

(ア)文化財の調査・保護・活用

歴史文化資源の保存・活用を総合的かつ計画的に実施するための方針や具体的な取組内容を明確にした小山町文化財保存活用地域計画に基づいた進捗管理を進めていきます。

a 埋もれた文化財の掘り起こし

過疎化や高齢化が進んでおり、文化財の散逸や滅失の恐れが高くなっていることから、文化財としての価値がありながら文化財として認知されていないものを、地域の皆様から情報提供を受けながら掘り起こし、文化財登録を推進し、文化財の適切な保護を図ります。

b 文化財情報の発信

町の史跡等を種類別に簡単に紹介する小冊子や、史跡等のマップなどを作成する等、町内外に文化財情報を発信し、教育面や観光客誘致などにつなげていきます。

c 文化財の保護・活用

文化財保護基金を活用し、森村橋、豊門会館などの文化財の保護と活用を推進し、まちづくりや産業、交流人口の拡大につなげていきます。

(イ)世代間交流の推進

世代間交流を推進することにより、相互理解の促進や地域文化の魅力を再認識することを促進します。

a 伝統文化の継承支援

担い手の減少等から、高齢者などが培ってきた知恵や経験を子どもたちに伝え、地域の伝統文化を継承していくための支援をしていきます。

b 伝統文化の発表の場づくり

伝統文化を発表する場を創設することで、成果を展示・発表する場の提供や多様な文化や芸術に触れ、感性や創造性を豊かにすることにつながっていきます。

(ウ)文化交流の推進

郷土芸能である「竹之下太鼓」、「大富士公時太鼓」の活動を支援するとともに、姉妹都市等との交流事業を推進し、新たな視点や気づきを得ることや自らの地域文化の魅力を再認識することにつながっていきます。

【施策6 家庭・地域社会・学校（園）との連携】

子どもを社会の宝と捉え、学校・家庭・地域が一体となって未来を担う人材を育てることが求められています。しかし現在、不登校やいじめ、青少年による犯罪、家庭での児童虐待など深刻な問題が全国的に見られます。その背景には、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化などによる家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。また、基本的な生活習慣の未定着、自然体験や読書の不足、学力・体力・コミュニケーション能力の低下など子ども自身に関わる課題も顕在化しています。これらの状況を踏まえ、家庭・地域・学校（園）が連携し、社会全体で課題解決に向けた取組を一層進めることが重要です。

ア 家庭の教育力の向上支援

子どもの心身の健全な発育のためには、十分な睡眠と栄養、適度な運動など規則正しい生活リズムを家庭において確立することが重要です。このことを踏まえ、各家庭の自主性を尊重しながら、家庭の教育力の向上への支援に努めます。

また、核家族化の進行等による子育て等に関する相談相手の減少に対応するための相談体制を確立し、地域社会全体で家庭教育を支援します。

(ア)相談支援体制の確立

小山町適応指導教室（金太郎教室）の体制の充実を図ります。

(イ)家庭教育支援員制度の活用

子どもたちの健やかな育成には、学校や地域だけでなく、家庭の役割と責任が不可欠です。そのため、全ての保護者が安心して家庭教育を行えるよう家庭教育支援員を配置し、学校（園）との連携により、保護者への学習機会の提供や相談対応等の家庭教育支援活動を実施します。

(ウ)家庭教育学級の充実

親同士のネットワーク作りなど親自身が学ぶ場として、こども園、小中学校に開設される家庭教育学級の活動を支援し、家庭教育に対しての迷いや悩み、不安などの解決や解消、家庭教育の重要性、地域社会との連携を強化するとともに多様なニーズへ柔軟に対応します。

(I)保護者アシスト講座の実施

保護者アシスト講座として、新小学校1年生と新中学1年生の保護者を対象に実施し、「親はどうあるべきか」「親に求められることは何か」などについて、親が学ぶ場を提供し、親の不安を軽減するとともに、家庭教育支援の充実に取り組みます。

(オ)子育て支援の充実

情報共有や保護者の子育ての悩みに対応するための各こども園でのぺんぎんランドの実施、子育てに関する相談に対応するための子育て支援センター「きんたろうひろば」での子育て支援の実施など、子育て支援充実に図ります。

イ 地域の教育力の活用

今日の地域社会では、人間関係や連帯感が希薄になってきているため、一部の人が地域活動を担うかたちになっています。また、組織や団体の相互交流や情報交換が不十分であり、世代間のつながりも薄れてきています。こうした状況を考えると、地域の教育力を高めるには、地域のより多くの人たちが繋がるのが重要です。

(ア)地域学校協働活動の推進

生徒たちの多様な学習機会の増加、教員が教育活動に専念できる環境を整えることで、学校教育の充実が図られることから、地域学校協働活動推進員やボランティアコーディネーターを活用し、地域ぐるみの教育支援活動等を推進し、学校応援ボランティアの充実（読み聞かせボランティアの方が学校を訪れて活動するなど）、利用促進を図ります。

(イ)地域の協力を得た食育の推進

学校給食に地元材を利用したり、作物の育成に地元の方の力を借りたりするなど、地域の協力を得て食育を推進し、子どもの健全な心身の発達に努めます。

(ウ)親子や地域の人たちとの交流・ふれあいの場づくり

子どもから大人まで参加する町民体育大会や町民文化祭を通して地域の人たちとの交流等を推進し、親子と地域が交流することによる子育ての不安軽減や相談の機会を提供します。

ウ 連携した子どもの育成

地域の人や法人等が連携して子どもの育成に努めます。

(ア)青少年の健全育成

青少年を健全に育成することは将来の社会の発展に不可欠なことから、地域や学校などと連携し、青少年のボランティア活動や職場体験、多世代との交流等を進め、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組めます。

(イ)青少年の体験活動等の推進

地域活動団体等と連携した様々な体験活動を推進し、青少年の生きる力を育み、人間的な成長を促します。

(ウ)子ども会活動の推進

地域における異年齢の子どもたちの交流や幅広い体験は、心身ともに成長・発達するための貴重な機会です。児童の健全育成と円滑な子ども会活動を支援し、子どもたちが社会性を身に付け、自主性を育むことに努めます。

(I)中学生ボランティア事業・小中学生の参加事業の充実

事業の充実を図るとともに、まちのイベントや地域団体・NPO活動など、多世代との交流に取り組み、学校だけでは学べない社会の課題に深くかかわることで成長ができること、また地域とのつながりを感じられるように努めます。

(オ)地域間交流（多様な地域性に触れ幅広い視野の養成）の推進

人口減少や高齢化が進む地域社会の維持と活性化に対して必要な取組であることから、姉妹都市等の学校と町の学校との間での交流を推進し、豊かな学びとなるように努めます。

(カ)職場体験（インターンシップ）の推進

企業等の協力により中学生の職場体験や小山高校のインターンシップを推進することで、生徒のキャリア形成支援や望ましい勤労観・職業観の育成、そして学校と社会・地域との連携を強化していきます。

エ 次代を担う人材の育成支援

町民やNPO、商工会等の地域団体等と協働し、次世代を担うまちづくりリーダーを養成します。また、近隣市町や姉妹都市等との地域間交流を進め、多様な地域性に触れることにより、幅広い視野を養います。様々な交流により、子どもが地域の事を理解し、より良い地域づくりを担う次世代リーダーを養成します。

(ア)ジュニアリーダーの養成支援

小山町では地域行事への積極的な参加や自主企画が充実していることから、静岡県子ども会連合会大会や、全国子ども会連合会大会において団体表彰を受けるなど外部からも活動の質と継続性が高く評価されてきました。今後も地域の各種活動に積極的に取り組めるジュニアリーダーの育成を推進し、将来の地域担い手不足解消となるよう努めます。

(イ)あいさつ運動、声掛け運動の推進

あいさつは人間関係の構築、コミュニケーションの活性化及び地域社会における安全性の向上にはかかせません。地域で生活している青少年に周りの大人の誰もが温かなまなざしを向け、声をかけ、積極的に関わることにより、青少年の健やかな成長を支援します。

また、静岡県が進めている「地域の青少年声掛け運動」に参加するとともに、各種団体にも参加を呼び掛けていきます。

【施策7 生涯学習施設の充実】

生涯学習を支援するために、必要な施設の充実に努めます。

ア 文化施設・体育施設の充実

長寿命化計画等に基づき、学びの場である生涯学習施設の適切な管理に努めるとともに、多様な学習の場としての施設活用を促進します。

イ 子育て支援施設の充実

子育て支援の中心として設置した、子育て支援センター「きんたろうひろば」に子育てコンシェルジュを配置し子ども及びその保護者、妊娠している方が、それぞれのニーズに基づき教育・保育・保健・その他の子育て支援事業を選択し、円滑に利用できるよう、情報提供や相談・助言を行うとともに、相談の状況に応じて関係機関との連携を進める等、子育て支援の取組を推進していきます。

第5章 計画推進にあたって

1 学校(園)・家庭・地域・行政の役割

本計画が目指す人間像を実現するためには、学校(園)はもちろん、家庭、地域及び行政それぞれが主体的に役割を担い、協働により取り組むことが大切です。

(1)学校(園)の役割

学校(園)は、教育活動の中核としての役割を担います。家庭や地域と連携しながら、子どもたちの持つ可能性を最大限に引き出し、たくましく未来を切り拓いていくことのできる子どもたちを育成します。

そのため教職員(保育教諭を含む)は、子どもたちへの愛情と、豊かな人間性や感性を備え、高い倫理観と指導力、教育者としての情熱と使命感をもって指導にあたります。

(2)家庭(保護者)の役割

保護者は子どもの教育に第一義的責任を有しており、家庭教育は、自己肯定感や豊かな心、他者に対する思いやりや命を大切にする気持ちなどを養うなど、子どもを育てるうえで最も重要な役割を担います。

また、基本的な生活習慣や家庭での学習を習慣づけることで、学校教育とのスムーズな連携を担います。

(3)地域・行政の役割

ア 地域の役割

地域は、学校(園)や家庭と協力しながら子どもたちを育むとともに、そうした活動を通して、ふるさと「小山」を育む重要な役割を担います。地域は、家庭や学校(園)とは異なる様々な立場や年齢層の人々と出会う機会や場をつくります。そして、子どもたちは、多様な目的を持つ集団活動に参加することで、社会参画の意識を高めるとともに、自然や優れた歴史・文化にふれることで、ふるさとを愛する気持ちを育むことができます。

また地域は、生涯を通じて一人ひとりの資質・能力の向上を図り、その個性を発揮することができ、次代へと学びをつなぐ重要な生涯学習の場としての役割を担います。

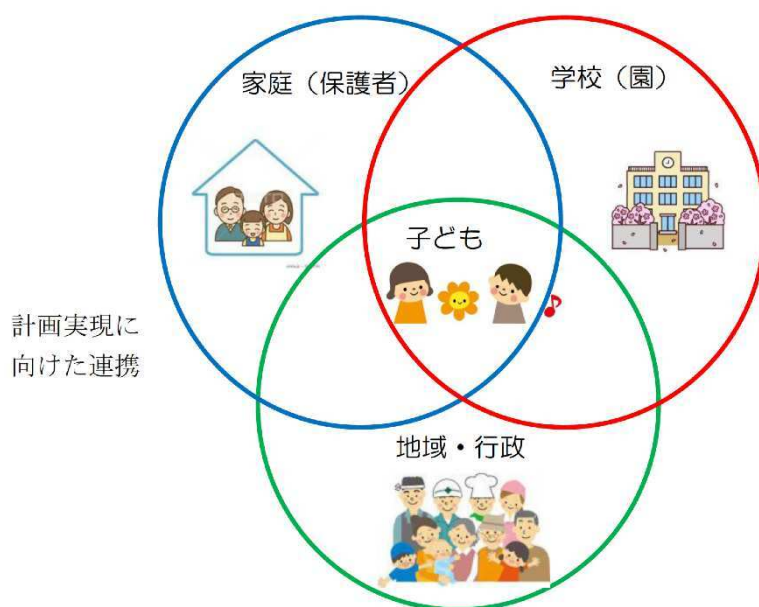
イ 行政の役割

行政は、学校（園）、家庭及び地域がその役割を十分に果たすことができるよう、取り組むべき施策を総合的・体系的に位置づけ推進していきます。

学校（園）に対しては、教職員（保育教諭を含む）の指導や育成の充実を図るため、教科指導・授業改善への指導・助言などの学校（園）支援や教員研修を実施します。さらに子どもたちが安心して学習ができるよう、施設整備を行うことで教育環境の充実を図ります。

家庭に対しては、学校（園）と家庭が協力して子どもたちを育む視点に立ち、家庭の教育力の向上に向けて支援していきます。

地域に対しては、学校（園）との連携を一層進めることで、地域が子どもたちを育てる活動を支援していくとともに、人々の生涯学習の環境づくりを推進していきます。



2 計画の周知と各種情報の収集・発信

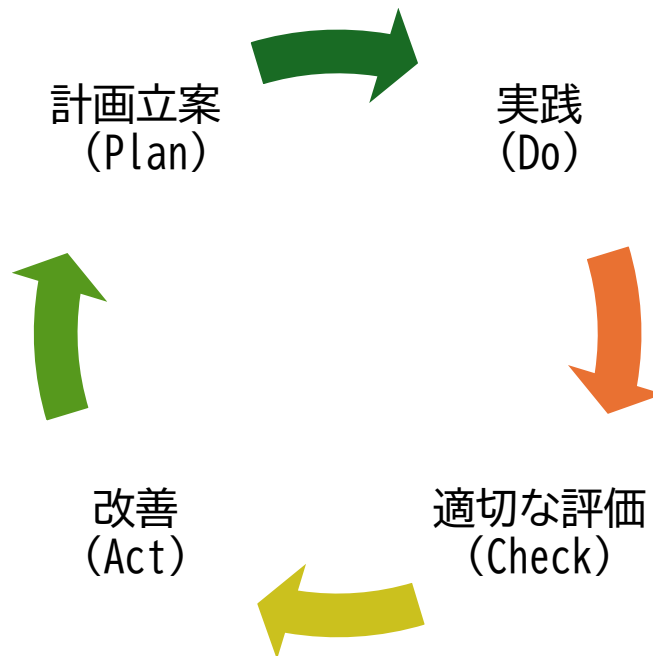
本計画の実現に向けては、学校（園）、家庭（保護者）、地域、行政の各主体の協働による取組が重要となります。また、教育をめぐる課題は地域や町全体のまちづくりにも深く関わることから、より多くの町民に本計画を知ってもらい、関心を持ってもらう必要があります。

そのため、広報紙、ホームページなどの媒体を活用し、計画内容の周知を図ります。

3 計画の進行管理

教育委員会の施策実施については、従来と同様に「小山町総合計画実施計画」を使用して教育施策の推進を図りながら、本計画の進行管理は、年度ごとに進捗状況を把握したうえで見直しを行い、本計画の円滑な推進に努めます。

本計画を着実に推進するためには、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。計画を立案し（Plan）、実践する（Do）ことはもちろん、目標設定や計画策定後も、適切に評価し（Check）、改善が行える（Act）よう、教育委員会が実施する「教育委員会事務の点検・評価」の内部評価や教育に関する学識経験者の意見、また、「事務事業評価」や「学校（園）評価書」等により、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）を構築します。



資料編

1 小山町教育振興基本計画策定委員会設置要綱

平成27年9月1日
教委告示第3号

(設置)

第1条 小山町教育振興基本計画(以下「計画」という。)の策定に当たり、教育に関する各方面の意見を反映させるため、小山町教育振興基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の策定に必要な調査、研究に関すること。
- (3) その他計画の策定に関して必要なこと。

(組織)

第3条 策定委員会の委員は、15人以内で組織する。

2 策定委員会の委員は、次に掲げる者の中から、小山町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 地域の代表者
- (4) 保護者の代表者
- (5) 学校長及び園長の代表者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が終了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 策定委員会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 策定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 3 策定委員会の会議議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 策定委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 策定委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、教育委員会の定める課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

2 小山町教育振興基本計画策定委員会委員名簿

	職	氏名	所 属	種 類
1	会長	矢尾板俊平	淑徳大学 教授（行政アドバイザー）	学識経験を有する者
2	副会長	湯山 久	小山町社会教育委員長	社会教育関係者
3	委員	高橋 完二	区長会長 町民代表	地域の代表者
4	委員	田邊 尚美 山本 孝信	小山町民生委員児童委員協議会会長	教育委員会が必要と認める者
5	委員	岩田 卓	小山町立こども園PTA役員連絡協議会会長	こども園の保護者代表者
6	委員	鈴木 達哉	小山町PTA連絡協議会会長（明倫小学校）	学校の保護者代表者
7	委員	後藤 佳江	小山町立こども園代表	こども園長の代表者
8	委員	齊藤 浩二	小山町校長会長	学校長の代表者

※「氏名」欄の上段は令和7年11月30日まで、下段は令和7年12月1日からの方。

3 用語集

	用語	説明
英数字	AI	人工知能 (Artificial Intelligence) の略で、人間の知的活動をコンピュータで再現する技術を指します。機械学習や深層学習などの手法により、画像認識・音声認識・文章生成・予測分析などが可能となり、産業・医療・教育・行政など幅広い分野で活用が進んでいます。社会課題解決への期待とともに、倫理や安全性への配慮も重要視されています。
	ALT	ALT (Assistant Language Teacher) は外国語指導助手のことで、主に小・中・高校で英語授業を担当教員と協働して支援します。ネイティブスピーカーとして発音や表現の指導、会話活動の促進、異文化理解の推進を担い、児童生徒のコミュニケーション能力向上と国際感覚の育成に寄与する役割を果たします。
	DX	DX (Digital Transformation) はデジタル技術の活用により、業務・組織・サービス・社会の在り方を変革する取組を指します。単なる IT 化にとどまらず、データ活用や業務改革、新たな価値創出を目指す点が特徴で、行政分野では住民サービス向上や効率化、地域課題解決の手段として推進されています。
	ICT	ICT (Information and Communication Technology) は情報通信技術の総称で、コンピュータやネットワーク、クラウド、モバイル端末などを含みます。教育分野では学習支援ソフトやオンライン教材、遠隔授業などに活用され、個別最適な学びや協働的な学びの実現、情報活用能力の育成に重要な役割を果たします。
	NPO	NPO (Non-Profit Organization) は営利を目的とせず、社会貢献活動を行う民間団体を指します。福祉・教育・環境・まちづくりなど多様な分野で活動し、行政や企業と連携しながら地域課題の解決や住民参加の促進を担う存在として、地域社会の活性化に重要な役割を果たしています。
	SDGs	SDGs (Sustainable Development Goals) は国連が掲げた 2030 年までの国際目標で、貧困・環境・教育・ジェンダーなど 17 の目標から構成されます。持続可能な社会の実現を目指し、行政・企業・市民が連携して取り組むことが求められています。
あ行	インクルーシブ教育システム	障害の有無にかかわらず、すべての子どもが可能な限り同じ場で共に学ぶ教育の仕組みを指します。合理的配慮や個別の支援を行いながら、多様性を尊重する学びを実現することを目的とし、特別支援教育と通常教育の連続性を確保しつつ、共生社会の形成に寄与する重要な考え方です。

	用語	説明
	ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に良好な状態を示す概念で、幸福や充実した生活を包括的に捉えます。教育分野では学力だけでなく、自己肯定感や人間関係、健康、社会参加など多面的な成長を重視する視点として注目されており、学びと生活の質を高める指標として活用されています。
	小山町適応指導教室 (金太郎教室)	不登校や学校生活に困難を抱える児童生徒を支援する教室で、学習支援や生活指導、心理的サポートを行いながら学校復帰や社会的自立を目指します。個々の状況に応じた指導や安心できる居場所づくりを重視し、学校・家庭・関係機関と連携した支援体制の中核的役割を担っています。
か行	学校図書館支援員	学校図書館の運営を支援する職員で、蔵書管理や貸出業務、資料整理、読書活動の企画などを担当します。司書教諭や教員と連携し、学習活動に必要な資料提供や調べ学習の支援を行うことで、児童生徒の読書習慣の定着や情報活用能力の育成に寄与する役割を担っています。
	家庭教育支援員	家庭教育に関する相談や情報提供、学習機会の提供などを通じて、保護者の子育てや教育力向上を支援する人材です。学校や地域、関係機関と連携しながら保護者の不安や悩みに寄り添い、家庭と地域が一体となって子どもの健やかな成長を支える環境づくりを推進します。
	教育 DX	教育分野における DX で、デジタル技術を活用して教育内容・方法・環境を変革する取組を指します。ICT 端末や学習データの活用により個別最適な学びと協働的な学びを実現し、教育の質向上や教員の働き方改革、学校運営の効率化などを目指す重要な政策領域です。
	共生社会	年齢・障害・国籍・性別などの違いにかかわらず、すべての人が尊重され、互いに支え合いながら暮らす社会を指します。教育や福祉、地域づくりの分野で重視され、多様性の理解促進や合理的配慮、参加機会の確保などを通じて、誰一人取り残さない社会の実現を目指す考え方です。
	きんたろうひろば	子どもや保護者が安心して集い交流できる地域の子育て支援拠点で、遊びや学び、相談の場を提供する施設です。子育て情報の発信や親同士の交流促進、専門職による相談支援などを通じて、孤立しがちな家庭の支援と地域全体で子育てを支える環境づくりに寄与します。
	コミュニティ・スクール	学校運営協議会制度を基盤とし、学校と地域住民・保護者が協働して学校運営に参画する仕組みです。地域の意見を学校運営に反映させることで教育の質向上や地域の教育力活用を図り、学校を核とした地域づくりと子どもの健全育成を推進する取組です。
さ行	社会的包摂	社会的に弱い立場にある人々を排除せず、社会の一員として受け入れ支える考え方です。教育・福祉・雇用などの分野で重視され、機会の保障や支援体制の整備を通じて格差や孤立を防ぎ、すべての人が社会参加できる環境づくりを目指す理念として活用されています。

	用語	説明
	主体的・対話的で深い学び	児童生徒が自ら課題を見つけ学びに向かう「主体的な学び」、他者と協働して考えを深める「対話的な学び」、理解を深め新たな知識を構築する「深い学び」を統合した学習観です。学習指導要領の中心概念として、資質・能力の育成を重視した授業改善の方向性を示しています。
	情報モラル教育	情報社会において適切に行動するための知識・態度・判断力を育成する教育です。インターネット利用時のルールやマナー、個人情報保護、著作権理解、SNSトラブル防止などを扱い、安全で責任ある情報活用能力の育成を通じて健全なデジタル社会の形成に寄与します。
	食育	食に関する知識や望ましい食習慣を身に付ける教育で、健康な身体づくりや心身の成長を支える重要な取組です。学校給食や家庭、地域と連携した活動を通じて、栄養バランスや地産地消、食文化理解、食への感謝などを育み、生涯にわたる健康的な生活の基盤形成を目指します。
	ストックマネジメント	公共施設やインフラなど既存資産の維持管理や更新を計画的に行い、長寿命化や効率的活用を図る取組です。学校施設では老朽化対策や改修計画の策定などに活用され、安全性確保と財政負担の平準化を両立しながら持続可能な施設管理を目指します。
た行	多文化共生	国籍や文化、言語の違いを認め合いながら共に生活する社会のあり方を指します。外国人住民の生活支援や日本語教育、相互理解の促進などを通じて地域の一体感を高める取組で、教育分野では異文化理解教育や支援体制整備が重要な課題となっています。
	たんぼぼ教室	学習や生活面で支援を必要とする児童生徒に対し、個別指導や適応支援を行う教室です。安心して学べる環境の中で基礎学力の定着や社会性の育成を図り、学校生活への適応や自立を支援する役割を担い、学校や家庭と連携した支援体制の一環として位置付けられます。
	地域学校協働本部	地域学校協働活動を推進するための組織で、学校と地域をつなぐコーディネート機能を担います。地域人材の発掘や活動調整、情報共有を行い、継続的で効果的な協働体制を構築することで学校支援と地域づくりを一体的に進める役割を果たします。
	チーム学校 (チームとしての学校)	教員に加え専門スタッフや地域人材が連携して学校運営や教育活動を支える体制を指します。多様化する課題に組織的に対応することで教員の負担軽減と教育の質向上を図り、児童生徒を多面的に支援する学校づくりを目指す考え方です。
	特別支援教育コーディネーター	校内の特別支援教育を推進する中心的役割を担う教員で、支援体制の整備や関係機関との連携、教職員への助言などを行います。児童生徒の教育的ニーズを把握し、適切な支援が継続的に行われるよう調整する役割を担います。

	用語	説明
な行	菜の花講座	地域住民を対象とした生涯学習講座で、文化・教養・健康など多様な学習機会を提供する取組です。学びを通じた交流促進や生きがいづくり、地域活動への参加を促進し、地域コミュニティの活性化と住民のウェルビーイング向上に寄与します。
は行	ペンギンランド	乳幼児と保護者が安心して利用できる遊びや交流の場で、子育て相談や情報提供などの支援機能を備える施設です。親子の交流促進や孤立防止、子どもの健やかな発達支援を目的とし、地域の子育て支援拠点として機能します。
	保護者アシスト講座	保護者を対象とした子育てや家庭教育に関する学習講座で、育児不安の軽減や家庭教育力向上を目的とします。専門家による助言や交流機会の提供を通じて保護者同士のネットワーク形成を促し、家庭と地域の連携を強化します。
や行	ユニバーサルデザイン	年齢や障害、文化の違いにかかわらず誰もが利用しやすい設計思想で、施設や製品、情報、制度など幅広い分野に適用されます。教育分野では学習環境や教材の工夫を通じて多様な子どもが学びやすい環境づくりを推進します。

第2次小山町教育振興基本計画

令和8年4月

編集・発行 小山町教育委員会 学校教育課

〒410-1395 静岡県駿東郡小山町藤曲 57-2

TEL 0550-76-6122

FAX 0550-76-2795

メー ル gakkou@fuji-oyama.jp